

◎議 事 日 程（第 3 号）

令和元年 6 月 5 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開議

日程第 1 一般質問（続）

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

1 番	馬 淵 紀 明 君	2 番	石 崎 誠 子 君
3 番	佐 藤 信 男 君	4 番	竹 村 仁 司 君
5 番	高 松 幸 雄 君	6 番	吉 川 三 津 子 君
7 番	原 裕 司 君	8 番	近 藤 武 君
9 番	神 田 康 史 君	10 番	島 田 浩 君
11 番	杉 村 義 仁 君	12 番	鬼 頭 勝 治 君
13 番	鷺 野 聰 明 君	14 番	山 岡 幹 雄 君
15 番	大 宮 吉 満 君	16 番	加 藤 敏 彦 君
17 番	真 野 和 久 君	18 番	河 合 克 平 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	会計管理者兼 会 計 室 長	加 納 敏 夫 君
総 務 部 長	奥 田 哲 弘 君	企画政策部長	宮 川 昌 和 君
産 業 建 設 部 長	山 田 哲 司 君	教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君
市 民 協 働 部 長	渡 辺 弘 康 君	上 下 水 道 部 長	鷺 野 継 久 君
消 防 長	横 井 利 幸 君	健康福祉部長兼 福 祉 事 務 所 長	伊 藤 裕 章 君
子育て支援事業 担 当 部 長 兼 児 童 福 祉 課 長	中 野 悦 秀 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 徳 次	議 事 課 長	大 野 敦 弘
書 記	鵜 飼 隆 善	書 記	近 藤 泰 史

午前 9 時 30 分 開議

○議長（鷺野聡明君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 1 ・一般質問

○議長（鷺野聡明君）

日程第 1 ・一般質問を続行いたします。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

質問順位 7 番の 9 番・神田康史議員の質問を許します。

神田康史議員。

○9 番（神田康史君）

発言の機会をいただきましたので、通告書に従って質問をさせていただきたいと思います。

私が今回選びましたテーマは、愛西市の公園と公園に係る諸問題、指定管理機関、いわゆる団体における労働者の労務管理とその指導について、この 2 点であります。

それでは、順次質問に入っていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

地域の有権者、あるいは住民の方から子供を遊ばせる公園が少ない、公園の数や遊具の種類をもっとふやしていただくことはできないかとの要望が複数ありました。市も子供・子育てにかかわる環境を向上させようとさまざまな施策、対策を考えられております。がしかし、このような要望があることも事実であります。佐屋地区、佐織地区、八開地区、立田地区、さまざまな地域の事情や格差があることは当然理解しておりますが、そこでの質問をしていきますので、よろしくお願いたします。

まず、公園の種類と基本的な遊具等の設置状況。例えば公園の種類とか、公園の設置の分布状況とか、公園遊具の種類とか、設置状況。あるいは有事の際、あるいは管理の際の窓口はどこなのか。例えば施設そのものの管理と遊具そのものの管理はどこなのか。あるいは修繕基準はどうなのか。また、住民の意見集約というのはどこが窓口になっているのか。あるいは、施設の利用者への市の管理責任が問われた場合に、損害賠償等の手配、これはどうなっているんだろうか等々についてであります。

そこでまず、愛西市内の市の公園の設置状況、それから公園の設置基準についてお伺いしたいと思います。

次に、公園の遊具とその管理についてお伺いしたいと思います。

次に、公園そのものの施設の管理と有事の際の利用者がどこへ通知すべきか。また、利用者に対する損害賠償等とその手配はどうなっているのかということについてお伺いしたいと思います。

ます。

担当部局、まずは都市計画課のほうからお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

2つ目の大きな項目として、指定管理団体における労働者の管理とその指導について。

これについては、指定管理における雇用管理を統一するルールが不可欠ではないかと推察しますけれども、市は今の現状をどうなっているのか。

それから、近隣4市2町1村については、どのような対策をとられていると思われるのか。

指定管理者との契約の中に、市が監督権限を有する条項等が盛り込まれているか。

それから、雇用管理を平準化すべく労働関係諸法令における留意事項を周知、または法令遵守がされているかどうか。

それから、上記を客観的に把握するために、前、私が一度質問したことありますけれども、公契約条例の制定云々について言及したことがあります。こういった労働条件の審査が必要と思うんですけれども、それについて市は、たしか公契約に係るガイドラインというものを設けてみえると思いますので、それについても少し言及していただいて御回答いただければと思います。済みません、よろしく。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

まず愛西市内の公園の設置状況、公園の設置基準について答弁をさせていただきます。

愛西市内に設置されている公園の種類は、児童公園、都市公園・緑地、農村公園、その他については国営公園や団地開発で帰属された公園などがあります。

設置数については、児童公園69カ所、都市公園・緑地5カ所、農村公園4カ所、その他公園は7カ所となります。

都市公園の設置基準につきましては、都市公園法、都市計画運用指針などで定められています。

居住される方の利用を目的とする都市公園の種類には、街区公園、近隣公園、地区公園があり、街区公園は規模0.25ヘクタール、誘致距離250メートル、近隣公園は規模2ヘクタール、誘致距離500メートル、地区公園は規模4ヘクタール、誘致距離1キロメートルを標準としています。

また、団地開発に伴う公園については、都市計画法に基づき開発許可基準が定められており、開発区域が0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合、当該面積の3%以上の公園等を設置する必要があります。

続きまして、公園の遊具とその管理についてということで、誰がどのような管理をするかということですが、公園の遊具につきましては、施設管理者が専門業者に委託し、目視、触手、聴音診断など遊具の安全に関する基準などに基づき、定期点検及び日常点検を定期的に行っております。

また、修繕の基準のほうですけれども、遊具の点検では、総合判定基準がAの健全からDの使用不可まで4段階が定められております。基本的には、C判定が出た遊具について業者から条例を聞き取り、職員が現地確認を行った上で修繕の要否を判断しています。

また、施設利用の意見、要望を聞く場ということですが、児童公園に関することにつきましては児童福祉課、国営公園を除くそれ以外の公園は都市計画課が窓口となります。意見や要望などは、来庁時や電話のほか、ふれあい箱などで施設管理者へ伝えていただければ必要な対応を検討させていただきます。

次に、公園そのものの施設管理と有事の際、利用者はどこへ通知すべきか。また、利用者に対する損害賠償とその手配はという質問ですが、先ほども申しましたが、児童公園に関することは児童福祉課、国営公園を除くそれ以外の公園は都市計画課が通知先となり、担当課以外に通知された場合も市役所内で連携をし対応を行っております。

また損害賠償については、事故の発生状況を総合的に検討し、個別具体的に判断されるものとなります。なお、その際の担当窓口は公園施設の所管課となります。以上です。

### ○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、私のほうからでございますが、まず指定管理機関における雇用管理の統一をするルール市の現状というところと、あと指定管理者と契約内容に市が監督権限を有する条項が盛り込まれているか、この2点についてお答えさせていただきます。

指定管理者制度に係る適切な労働環境の確立につきましては、平成29年3月に定められました市の公契約に関する指針のもと基本指針に定められております。

現状といたしましては、この指針を受けた労働者の適切な労働環境の確立に向けた取り組みといたしまして、公募による指定管理者のうち年間協定見込み額が200万円を超える場合、労働関係諸法令の遵守の状況及び賃金単価の報告を求めることで、労働環境の整備を図るものとしております。

その次のものなのですが、こちら適切な労働環境の確立を図るために、指定管理者に労働関係諸法令の遵守状況や賃金単価などの報告を求めるに当たりましては、指定管理者との協定を結ぶに当たっての協定書の中に、労働環境の確立に関する特約条項を添付するものとして、協定書と一体をなすものとしております。

また、指定管理者との包括協定書におきましても、事業報告や事業実施状況等の確認などを規定しておりまして、それに基づいて各施設を所管する担当課のモニタリングによりまして、定期的な実地調査を行うこととしております。私からは以上です。

### ○総務部長（奥田哲弘君）

私からは、指定管理に関する御質問の中で、総務部所管の3点につきまして御答弁をさせていただきます。

まず2点目の近隣市町村の対応でございますが、現時点で公契約条例や公契約ガイドラインを制定している近隣の自治体はございません。

次に、4点目になりますが、労働関係諸法令の遵守でございます。平成29年10月より愛西市公契約に関する指針の運用を開始しております。その基本指針の中に、労働者の適切な労働環境の確立を明記しており、対象となる契約につきましては、労働環境報告書並びに賃金単価及び報酬単価の提出を求めています。

周知につきましては、指針は市ホームページ上で公開をしており、あわせて工事の電子入札システム上での公開も行っております。また、該当案件の入札公告、または入札通知時に労働環境報告書及び賃金単価報告書の提出を求める旨、記載をさせていただいているところでございます。

次に、5点目の労働条件の審査についてでございますが、内容が専門的でかなり多岐にわたり複雑なものと推測をしております。県内でも公契約における労働条件の確認作業を委託している自治体があることは承知をしておりますが、現在、指針の運用開始から2年目ということもございますので、まずは県内自治体の状況を参考にしていきたいと考えているところでございます。

契約内容の周知についてでございますが、現在、契約等を締結する際に特約条項を添付し、労働環境報告書並びに賃金単価及び報酬単価の報告を求め、市として確認をしている状況でございます。以上です。

#### ○9番（神田康史君）

ありがとうございました。

それでは、個々個別に少しお話をさせていただきたいと思っております。

今るるお話を聞きまして、児童公園、ちびっ子広場を含めたそういった公園の種類、それから、遊具については外部に委託されているということがわかりました。

ただ公園の種類については、種類ごとに受け付けといたしますか、担当窓口が違うということで、これについては公園そのものが、例えば都市公園、公園名と公園種類とか、有事の際の連絡場所とか、私、近くの公園を全部回りましたけど、そういったものでアクリル板等か何かでこう指示があるといいなあという感じはしましたけれども、どこへ行って行けばいいのかという問題についてはいかがでしょうか。内部での調整といたしますか、まずどこが一旦受けて、その問題はこちらに、この問題はあちらにというような形の対応をとっていただいているわけでしょうか。その辺ちょっと再度御確認したいと思っております。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

公園の管理につきましては、児童福祉課、都市計画課があります。市役所のほうに電話をしていただければ、内部のほうで各担当のほうに連絡が行くようにはなっております。よろしくお願ひします。

#### ○9番（神田康史君）

それでは、再度質問をさせていただきたいと思っておりますが、業者に委託して、一定の都市公園における遊具の安全確認に関する指針とか、それから遊具の安全に関する基準というようなものの基準で判断をされていると、これはわかりました。

そこで、遊具の安全に関する基準というものをいま一度もう少し深く、それから安全点検をどれくらいの頻度で、どのように行ってみえるかということについて答弁をいただきたいと思っております。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

都市計画課所管の点検につきましては、日常点検が10月を除く各月1回、年間11回、あと定期点検は10月に実施をしております。

遊具の総合判定の基準ですけれども、4段階ありまして、Aが健全であり修繕の必要がないというものです。Bにつきましては、軽微な異常があり経過観察が必要ということです。Cにつきましては、異常があり修繕または対策が必要ということです。Dにつきましては、危険性の高い異常があり緊急修繕が必要、または破棄し更新を検討ということで、使用不可ということでございます。以上です。

**○9番（神田康史君）**

ありがとうございました。

それでは、次に、いわゆる補償はちゃんとしてありますという回答を先ほどいただきました。

それでは、具体的な補償内容、補償範囲はどのようなのかということについてお聞かせ願いたいと思います。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

補償の内容ということですが、身体賠償の場合は1名当たり2億円、1事故当たり20億円、財物賠償の場合は1事故当たり1億円が支払い限度額となります。以上です。

**○9番（神田康史君）**

ありがとうございました。

では、次の質問に入りたいと思います。

公園の種類、設置等については大体理解をできました。

次に、今度は公園に係る諸問題の部分で、昨日も他の議員の方々が質問されておりましたが、手短で結構です。園児たちが公園内や、あるいは公園へ赴く道路上、あるいは交差点等で事故に巻き込まれるケースが新聞が世上をにぎわしているわけですが、これに言及された議員の方が数名見えます。

まず質問として、公園付近に幼稚園、保育園が現状あるのかどうか。そして、交通事故等から園児を管理体制はどうなっているのか、個別の保育園、幼稚園任せなのか、否かということについて質問をいたします。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

保育園9園、認定こども園4園、幼稚園3園の合計16園のうちで、交通ルールを学ばせるためなどの散歩を行っておりますが、付近の公園へ行くのを目的として出かける園はございません。

また、散歩に出かける場合の安全確保に係る管理体制につきましては、国からの通知文を各園に送付し、保育所外での活動の際の移動経路の安全性や職員の体制の再確認をしていただき、危険箇所があれば児童福祉課へ連絡をしていただくようお願いしております。以上でございます。

**○9番（神田康史君）**

ありがとうございました。

私も2カ所回ってみまして、市内既存の保育園、幼稚園は、ほとんど既存の遊び場を施設内に持ってみえる。したがって、基本的に今ある申し上げられた公園へ遊ばせるために行くということはないと思います。ただ、就学前の、いわゆる保育園でも大きな子たちは、当然交通ルールを守るという意味で、現場のいわゆる訓練といいますか、歩道を歩いたり、それから信号を守ったりというようなために連れ出されるということは十分私も理解できる場所でありませぬ。

そこで、1つ質問をいたしますが、公園遊具に準ずるような基準で、既存のいわゆる遊び場の遊具等、例えば永和保育園等はあるわけですけれども、そういったものに対しては、市のほうはどのような指導をされていますでしょうか。よろしいですか、お願いします。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

保育園の遊具の基準につきましても、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針の内容に沿って、日本公園施設業協会が策定した遊具の安全に関する基準により判断しております。以上でございます。

#### ○9番（神田康史君）

ありがとうございました。

それでは、次の先ほどの問題で、指定管理者の労務管理関係について少しお聞きしたいと思います。

指定管理、幾つかあるわけですけれども、いわゆる既存組織をきちっと持ってみえるところの指定管理という部分と、それから法人格を持たない任意団体の指定管理という部分では、当然事業主そのものの理解が違ふと思います。

私がちらっと調べた段階では、例えば今回、法人格のない任意団体であるコミュニティーの推進協議会をちょっと見てみたんですけれども、多分数としては私の記憶ですが、佐織地区で5、佐屋で2、立田で2、八開ゼロで、全部で9コミュニティーかなと思うんですけれども、間違っていたらごめんなさい。そこが多分ほとんど施設の管理、指定管理というのは、基本的には施設・ハードは市、運用・ソフトはその指定管理を受けた団体がすると。具体的にどんな仕事をされるかというところ、多分施設運営、具体的には受け付け業務とか、清掃業務とか、点検業務とか、そういったものが主な業務になってくると思います。私が見たところではそんな感じでした。

ある人からどうなっておるんだというふうに私言われまして、そして調べに行ったんですけれども、それで先ほどの人事・労務の問題についてお話ししますと、基本的に現場に赴いて人事・労務関係の諸帳簿、例えば労働者名簿とか、賃金台帳とかの一部、全部見せてもらっているわけじゃないんですけれども、雇用契約書とかそういうものを一通り見せていただきました。当初の一般質問の中での回答のように、形は全部それなりにきちんとそろっています。労災適用も全部されていました。ただ、問題は、やっている方、運営されている方の理解が十分ではないような感じがしました。さりとて、もともとそれは指定管理者団体がやることであって、市がやることではありません。したがって、市は距離を置いて対応されているという感じはい

たしました。具体的には、もともとこういった労働契約を結ぶ等については、直接労務管理すべきなのは指定管理団体そのものであって、市ではない。本来、市が口をはさむことではないと思います。

がしかし、いやしくも指定管理団体の選出に参加し、指定管理団体を受ける団体は、当然にその指定管理団体の業務委託や協定書の中に、市が管理監督権限を有するという条文が入っていることは、御理解・御確認をされていると思います。私も見ました、それに類する条文は。市がその条文を根拠に、当然、管理監督責任を果たすべきだと思いますし、一通りの帳簿関係についてはやられていると思います。ただ、個々の労働者の理解が不十分であるということを感じました。もちろん地域ごとの格差がありますので、また事情がありますのでそれを認めるとしても、最低限の法令遵守は放置すべきではない、それがたとえ無知であっても、過失であっても感じております。

いわゆる推進協議会の会長に対し、さまざまな指示が市から出されていますので、市が個別の方々に指示をしているわけではありませんので、一応管理団体の独立性、これは形式的に僕は保たれていると感じていました。

でも、そもそも企業経営のように、従業員を雇用する経験が代表者にはありません。というのも、代表者が総会で毎年選ばれて、その地域の代表者、総代さんが輪番で代表者になるわけであって、労務管理のノウハウを経験則上積むことはできないというふうに僕は感じました。だから、そういう方々に求めるのは若干無理があるかなあという感じがしたわけでありました。

だから、質問したのは、統一的なルールが必要ではないかとか云々ということをしたわけですが、ただ形としてはきちんとされていますので、ここからあとは、個々の団体の事業主と雇用契約を結ばれる労働者間の問題になろうかと思っています。先ほど回答にもありましたように、4市2町1村ではガイドラインすら不十分なところがいっぱいあって、その部分では愛西市は一步進んでいる、先んじているというふうに感じております。

今回、必要な部分は、例えばそういった細かい部分について、愛西市がやっぱり指導していくべきであろうと。指導するというのは、団体の長に対してという部分でありますけれども、それで最後に私1つだけ御提案申し上げますけれども、最低限必要なことについては、というのは、ここでいくと9つある任意団体の個々の労働者の扱いが、地域の事情というその一言で差があると、やはりまずい部分が出てくるだろうと。最低、労働基準法とか、労働安全衛生法とかを求めるレベルはクリアしておいていただかないとまずいであろうと。そうするのは、事業主であって市ではない。ただ、市は指揮監督をすべき立場ではないかと思っています。

したがって、毎年指定管理者団体の代表を含めた執行部の方々を招聘して、彼らに指定管理研修のような形で研修を受けさせて、そして法令遵守、例えば契約書の作成、帳簿の調製、服務規律違反等の処分等についてはどうするかとか、そういったことを学ばせて、それを契約される個々の労働者に周知徹底させて、より高いレベルの管理団体にしていくということが肝要だと思います。

先ほど回答の中で少しありましたので、そういった私の今るる申し上げた意見に対しての管



理監督すべき立場の市に対して御意見を求めたいと思います。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

私からコミュニティー施設に関してお答えをさせていただきます。

昨年度、コミュニティー推進協議会の情報交換の場として愛西市コミュニティー連絡協議会を設置させていただきました。そのような場を利用し、議員が言われた労働時間、雇用契約、賃金、有給休暇付与、労災加入などの雇用管理及び労働管理の平準化も含めまして指導を図ってまいりたいと考えています。

また、モニタリングの際に確認を行い、適切な指導を行ってまいります。以上です。

○9番（神田康史君）

ありがとうございました。

今お聞きしまして、愛西市コミュニティー連絡協議会というのを設置された。これは情報交換と意見交換の場として対応されるということですので、それに加えて、そのまま事業主としての労務管理を具体的に学ぶ研修の場としても活用されることを私のほうはお願いして終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（鷺野聰明君）

9番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は10時10分といたします。

午前10時01分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位8番の4番・竹村仁司議員の質問を許します。

竹村仁司議員。

○4番（竹村仁司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って、大項目の1点目として水質保全対策事業について、2点目として第2次愛西市総合計画（実施計画）について質問をさせていただきます。

初めに、大項目の1点目、水質保全対策事業について質問をします。

農林水産省の基本データによると、愛西市の総面積は6,670ヘクタールで、そのうち水田2,340ヘクタール、畑654ヘクタールとなっています。愛西市のおよそ35%が水田と言えます。

日本の地形は、山から海までの距離が短く急なため、山でたくさんの雨が降ってもすぐに海へ流れ出てしまい、しばらく雨が降らないと川の水はあっという間に少なくなってしまいます。

しかし、水田は水を流すことによって、小さなダムの役割をしています。台風が発生し、集中豪雨になれば、水田の一つ一つがあぜで区切られており、水をため一度にたくさんの水が流れるのを防ぎます。もし、水田がなくなれば一度にたくさんの水が流れ出し、道にあふれ、道路や家を壊してしまうことにもなりかねません。また、水田にためられた水は、環境保全の役

割もしています。水は地下にしみ込んで地下水となり、飲み水や工場で使われる水にもなりません。

こうした農地の整備や農業水路の維持管理を行っている農家の組織を土地改良区といいます。全国では、約5,000の組織があるようです。全国水土里ネット、水、土、里で「みどり」という愛称で、愛知県にも水土里ネット愛知があります。愛西市の立田土地改良区を初めとして、近郊には、祖父江町土地改良区、宮田用水土地改良区などがあります。

愛西市を含むこの地域の水田では、濃尾平野を枝状に流れる小さな川を利用して農業用水がとられていました。江戸時代に徳川家康の命により、木曾川の左岸に堤防がつけられたため、これらの小さな川が締め切られて、木曾川の水が流れ込まなくなってしまいました。1608年、今の江南市と一宮市のあたりにそれぞれ、木曾川から水をとるための石組みの水門がつくられ、同時に水路も掘られ、先ほどの土地改良区の一つである宮田用水の原型ができました。

明治維新以後、特に昭和の時代に入ると急速に産業が発展し、都市化が進んだことにより、用水が汚されるという問題が起きました。もともと農業用の用水路として使っていた水路でしたが、家や工場が建つことにより、その水路内に生活排水や工場排水を流すようになり、用排兼用水路といいます。さらにあわせてごみを水路内に捨てたりして、用水を使っている人たちを困らせることになりました。

その後、管水路化、パイプラインが進み、それまでの用水路は都市化とともに、用排兼用水路から現在は排水専用水路となっています。排水専用水路となってからは、水質汚濁による悪臭やごみなどの投棄などの環境悪化を防止、解消するため、県営水質保全対策事業により暗渠化を行っているところで、その上部は地域住民のための高度利用がなされています。暗渠というのは御存じかもしれませんが、地中に埋めて設置された水路のことをいいます。土木工事ではボックスカルバートと呼ばれるものがあります。

現在、稲沢市祖父江町を通り愛西市湊高町につながる宮田用水を、地区名でいうと法立西井筋地区といいます。

ちょっと写真1を映してください。宮田用水の下流から見たものです。昭和21年度から25年度にかけて県営かんがい排水事業で造成された水路です。先ほども述べたように、宮田用水も排水専用水路となってからは、水質汚濁による悪臭やごみなどの投棄などの環境悪化を起し、その解消を暗渠化によって望む地域住民の声は数十年にわたると聞きます。湊高町の地域住民の方々は、平成26年に当時の総代さんを中心に地域の声として、宮田用水の暗渠化に対する同意書を町内で集められました。その後、地域で推進協議会を立ち上げられ、市及び県に対して要望を提出されたものです。

そこで、小項目1点目の質問です。

この県営による水質保全対策事業を進めるに当たっては、愛西市と稲沢市の双方にかかわってくる条件があると思います。両市の間での交渉はどのように行われたのか、最終的に事業として成立した理由をお伺いします。

小項目2点目、平成26年以前の市の考えとして、旧佐織町時代も含め宮田用水に関してはどのような考えを持っていたのかお伺いします。また、平成30年度暗渠化の事業に至った経緯とプロセスもあわせてお伺いします。

次に、小項目3点目です。

宮田用水の改修を求める声は、用水の暗渠化とともに、用水と並んで走る市道108号線の改修も含んでいます。この道路を通っていただくとわかりますが、用水側へ傾いているのがわかります。

写真2を映してください。用水沿いの市道108号線のひび割れのある部分です。用水のほうに傾いているのがわかるかと思います。

そこで、この宮田用水の暗渠化と上部利用としての市道108号線の改修は、通常の担当省庁としていけば、用水の改修は農林水産省、道路の改修は国土交通省になるかと思います。住民の声は、用水の暗渠化とともに市道108号線の改修を求めています。市としては、この宮田用水の暗渠化とともに、市道108号線の改修をどのように実現させていくのか考え方をお伺いします。

次に、大項目2点目の第2次愛西市総合計画（実施計画）について質問いたします。

第1次愛西市総合計画は、平成20年度から平成29年度までの10年間における総合計画として、市行政の羅針盤ともいうべきものと理解します。第1次総合計画は、前八木市長のもと合併当初に策定された新市建設計画の理念を尊重しつつ「人々が和み、心豊かに暮らすまち」のテーマのもと、市の目指す目標が位置づけられたものと思います。

その後、平成25年に日永市長が誕生し、第1次総合計画の骨子に基づき市政運営をされてきたものと思います。そして、平成30年からの8年間、元号も変わりましたので令和7年までの第2次愛西市総合計画が、平成30年3月付で冊子として発行されました。本計画は、「協働によるまちづくり」「持続可能なまちづくり」「絆を大切にすまちづくり」の3つをまちづくりの基本理念として掲げています。この総合計画をもとに、令和元年度から令和3年度までの3カ年に掲げるもろもろの施策を実現するため、具体的な事業を明らかにする実施計画を3月議会の折にいただきました。その第2次愛西市総合計画（実施計画）から数点お伺いします。

まず小項目の1点目として、第1次総合計画と第2次総合計画の違いにはどのような点が上げられるのかお伺いします。また、第1次総合計画からの課題を特に反映させた部分があればお伺いします。

小項目の2点目です。

第2次愛西市総合計画（実施計画）の前提として、中期財政計画、令和元年度から令和3年度までの3カ年が表で紹介されています。歳入として自主財源、あるいは依存財源。歳出としては、義務的経費、投資的経費、その他の経費など、今後の税収や各経費を見込んで試算されたものと解釈します。平成30年度3月に発刊された第2次愛西市総合計画の冊子では、財政計画として平成30年度から8年間、令和7年度までの同じような試算が表として掲載されています。この表の中の数値を第2次愛西市総合計画（実施計画）の中期財政計画と比べると、幾つ

かの点で数値の変化が見られますが、その点をお伺いします。

次に、小項目3点目です。

第2次愛西市総合計画（実施計画）の基本的な考え方の中で、計画の基本方針がうたわれています。先ほども述べました基本構想で定める3つの基本理念を踏まえた上で、徹底した実施計画検証作業を実施するとあります。どのようなグループで、どのように検証していくのかお伺いします。

さらに基本計画の各施策における指標を掲載し、事業の進行管理を行うとともに、事業計画を各年度で具体的に示すことで実効性の高い計画としますとあります。どのような事業の進行管理が行われ、各年度ごとにどこに具体的に示されるのかお伺いします。

以上で統括質問を終わります。御答弁をよろしくお願ひします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

それでは、水質保全対策事業について御答弁させていただきます。

この事業が成立した理由ですけれども、地元住民により宮田用水水路改修推進協議会が立ち上がり、市へも要望書が出されました。その中で、愛知県、稲沢市、愛西市及び関係土地改良区と協議を行い、受益地の問題、排水先の同意等の調整がとれたため事業が成立しました。

次に、暗渠化に至った経緯でございますが、平成26年度以前にも法立西井筋の水路改修に向けて調査・検討を行ってございましたが、事業化には至りませんでした。今回、関係機関との調整も整い、県営水質保全対策事業として採択され、水路改修の手法として暗渠化となりました。

次に、市道108号線の改修をどのように実現させていくかということでございますが、この路線は、地元地区においても重要な生活道路となっております。今回の水路改修にあわせて道路整備を行っていく考えです。以上です。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、総合計画の関係でいただきました小項目の1につきまして御答弁させていただきます。

まず、第1次総合計画と第2次総合計画の違いという点でございますが、これ大きなものを1つ上げますと、第1次総合計画では、中・長期的な視点に立った財政計画が盛り込まれておりませんでした。財政見通しをしっかりと見据えた上で、将来展望を描くことが重要ということで、第2次総合計画では、財政計画を盛り込んだ内容とさせていただきます。

その次に、第1次総合計画からの課題、特に反映させた部分という部分でございますが、こちらにつきましては、第2次総合計画を策定するに当たりまして、全ての分野において第1次総合計画の取り組み内容を抽出いたしまして、第2次総合計画でどのように反映させるかを協議・検討し、策定をいたしております。その中でも、本市の現状、課題、あと市民の方の声を踏まえて、特に力を入れて取り組むべき事項ということで、7つの重点プロジェクトとして位置づけをしております。以上でございます。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

私からは、2点目の財政計画について御答弁をいたします。

第2次愛西市総合計画に掲載してございます財政計画は、平成29年度の上半期に作成をしており、その時点では、平成28年度までの過去の決算状況と、29年度予算をベースに人口推計や行政需要の変化等を勘案し推計をしております。

一方で、ことしの3月に配付させていただきました総合計画の3カ年実施計画では、平成29年度の決算と平成30年度、31年度予算の最新情報を加えて修正をしてございます。そのため、歳入では市税や普通交付税など、歳出では普通建設事業費などで、影響が大きい数値の見直しにより、計画数値に差が生じている次第でございます。以上でございます。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

引き続きまして、小項目の3点目のところについてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、実施計画の検証作業のことについてでございますが、こちらの検証作業につきましては、各課において計画、作成いたしました実施計画検証シートの内容をもとにヒアリングを行ってまいります。

検証する側が、財政部局の部課長と担当、あと企画制作部局の部長、参事、あと人事及び経営企画課長及び担当者で構成いたしまして、ヒアリングを受ける側で出席する部署といたしましては、部長、課長、あと担当者ということでございます。

ヒアリングのときにおきまして指摘・協議・検討した事項等に基づき、再度調整を行った結果をもとに、実施計画書として取りまとめをさせていただきます。

次に、どのような進行管理が行われているかという点でございますけれども、この進行管理を行う方法といたしましては、先ほど御説明をいたしました実施計画検証シートの内容をもとにしたヒアリングを行ってまいります。

また、事業計画を各年度のどこに具体的に示すのかという御質問でございましたが、そちらにつきましては、第2次総合計画の実施計画から、3年度分の各年度で事業の計画を具体的に示すようにしております。なお、実施計画書につきましては、市のホームページでもごらんいただけるよう周知しております。以上です。

#### ○4番（竹村仁司君）

それぞれ答弁をいただき、ありがとうございました。

順次、数点にわたり再質問をさせていただきます。

初めに水質保全対策事業についてですが、この事業が実現するためには、稲沢市の協力なしでは無理だったと思います。その点からも稲沢市から始まる工事計画が妥当と考えますが、現時点で予測される工事開始地点をお伺いします。また、工事日程については、何年ほどかかる計画なのかお伺いします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

開始地点ですけれども、稲沢市平和町のクラシエホームプロダクツ株式会社事務所の北側の水路の東側です。順次、西側に向かって進み、その後、北側へ進んでいく予定でございます。

事業につきましては、平成30年度から令和6年度までの7年間の予定でございます。以上です。

○4番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

確認ですが、この水質保全対策事業は、第2次愛西市総合計画（実施計画）の中にも入っています。対象として、大塚井筋、法立西井筋とありますが、大塚井筋も宮田用土地改良区内の排水路と認識しています。愛西市内としては、それぞれどの地域に当たり何キロメートルの範囲にあるのかお伺いします。

○産業建設部長（山田哲司君）

大塚井筋は、勝幡町地内にあり、愛西市内の延長は約1キロメートルでございます。

法立西井筋につきましては、大野山町及び渚高町の東、稲沢市境の日光川沿いにあり、延長は約1.7キロでございます。以上です。

○4番（竹村仁司君）

第2次愛西市総合計画（実施計画）の財政計画では、排水路の改修に当たる事業費として、令和元年度に867万7,000円、令和2年度に2,000万円、同じく令和3年度に2,000万円が前提となっています。この財政内訳においては、国・県支出金が表記されていません。この事業の総額として、幾ら見込まれているのか。

また、国・県・市のそれぞれの割合はどうかお伺いします。

また、令和元年度の事業費867万7,000円の内訳をお伺いします。

○産業建設部長（山田哲司君）

大塚井筋の愛西市の負担金の総額は約4,000万円です。法立西井筋の愛西市の負担金の総額は約1億7,000万円でございます。

事業割合は、国50%、県40%、市が10%です。

令和元年度負担金867万7,000円の内訳は、大塚井筋が300万円、法立西井筋が567万7,000円です。以上です。

○4番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

これも確認ですが、水質保全対策事業として、この大塚井筋と法立西井筋はセットで計画をされたものなのか、それぞれ単独で地域要望があったものなのかお伺いします。

○産業建設部長（山田哲司君）

それぞれで国の採択を受けております。

○4番（竹村仁司君）

先ほど、宮田用水の改修は市道108号線の改修にもつながるという話をさせていただきました。

市としても当然、排水路の上部利用ということは考えていただいていると思います。現段階での計画で結構ですので、道路幅・歩道幅など検討中の内容をお伺いします。

○産業建設部長（山田哲司君）

水路の上部利用とあわせ、車道につきましては対面通行ができ、あわせて歩道を設置する予

定でございます。

**○4番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。

地域の皆様に喜んでいただける事業ですので、引き続き協議のほうをよろしく申し上げます。

また、その協議の中に入れていただきたい点として、株式会社クラシエホームプロダクツ津島工場、所在地でいうと愛西市大野山町と稲沢市平和町にまたぎます。この事務所の正面にある宮田用水路と市道108号線に並んで南北に走る宮田用水路の接続部分は、現在でも車と車、車と歩行者が重なり合う危険性のある交差点です。

写真3をお願いします。東の道から見た写真ですが、西に抜けていく道の左側が宮田用水です。車が出てくるところが市道108号線に向かっていて、南北の用水路沿いの道路になります。ここが暗渠化になれば、株式会社クラシエホームプロダクツにとっても大型のトラックの出入りもしやすくなりますし、従業員の方の徒歩通勤などの安全確保も確実です。道幅が広くなれば当然利用しやすくなります。地域の方や自転車での通行も多い場所です。将来的に道幅が広くなり歩道ができれば、喜ばれることは間違いありません。

と同時に安全・安心の保障も必要です。ここが法立西井筋の一番下流で最初に工事が始まるとの答弁もありました。上流の最終地点が暗渠化される何年もの間、この交差点近辺に歩道もない、横断歩道もない状態が続くと思うと心配になります。周辺住民の方の安全・安心のため、この交差点の暗渠化完了の一、二年後には、ここだけでも歩道の整備、横断歩道の確保ができないかお伺いします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

この場所につきましては、稲沢市との境界でもあり、稲沢市と協議をし安全対策を行っていきたいと考えております。

**○4番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。

年数のかかる事業ではありますが、宮田用水の改修が地元住民の皆さんと担当部署の皆さんとの協働のもと無事に完了することを願うとともに、そのための努力を惜しまず協力していきたいと思います。

そこで、市長にお伺いします。

この宮田用水の改修を水質保全対策事業とするまでには、多くの交渉事があったかと思えます。稲沢市、あるいは宮田用水土地改良区、さらには、県・国との事業化には相当の努力をしていただいたと感じています。この暗渠化は環境整備にもつながります。上部利用は、防災・減災にもつながるインフラ整備となります。市長として、この事業に対する必要性、効果をどのように考えられたのかお伺いします。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

今回の宮田用水路の改修と市道108号線の改修につきましては、過去にもこういったやって

いただきたいという話がありましたけれども、なかなか事業化には至らなかったと先ほど、部長からも答弁をさせていただきました。

そのような状況の中、地元住民の皆様方が推進協議会を立ち上げられ、同意をとられて、関係機関に同意書を提出されました。そして市にも同意書をいただきました。そんな中、現状を我々としてもしっかりと確認をして、何とか事業化を進めることができないかということを検討し、そして隣の稲沢市さん、また関係土地改良区さんとの協議を踏まえ、今回事業化が決定をし、国・県を初め財源につきましても、しっかり事業として取り組んでいただけるという返事をいただいたところでございます。

今後につきましては、やはり地元の推進協議会の皆様方にも御尽力をいただいて、事業が計画的に、そしてスムーズに進められるよう、また御尽力をいただきたいというふうに思っております。

我々市といたしましても、まずは事業が確実に進むことと、やはり事業が完成した折には、先ほど議員からお話でしたが、地元の方々や関係者の方々が事業をやってよかったというような形にしていきたいというふうに考えております。

現状、大変市道108号線につきましては、東側の宮田用水側に先ほど傾斜があるというようなこともおっしゃられましたが、私も現地確認をいたしまして、やはり災害、地震等があった場合に、非常に心配をされる状況ではないかなあというふうな認識を持っております。そのためにもやはり事業をしっかりと進めていきたいというふうに考えておりますし、やはり今きのうもたくさん議員さんからお話でしたが、やはり道路が整備をされれば、当然、交通量はふえますので、そういったことも地元の方々ともよく協議をして、どのような市道108号線にしていくのかは、また今後も断続的に協議をしていかなければならないのではないか、安全対策についても、やはり車を運転する方が便利になれば自転車、歩行者には危険が伴うのではないかと、逆に歩行者や自転車が乗る方が便利になると自動車を運転する方にとっては不便になるということも考えられますので、そのあたりをどのようにしていくかということは我々としても注意をしながら整備をしていきたいというふうに思っております。

繰り返しになりますが、地元の皆様方には、ぜひ事業が順調に進むよう、地元の皆様方の御理解、御協力を賜りますようお願いをいたしまして答弁とさせていただきます。

#### ○4番（竹村仁司君）

ありがとうございました。

それでは、第2次愛西市総合計画（実施計画）に移ります。

この実施計画は、基本計画に掲げるもろもろの施策を実現させるための具体的事業を明らかにするもので、毎年度の予算編成の指針としますとあります。そして、計画期間を3年間とし、毎年度のローリング方式で見直すとのことですが、このローリング方式による見直しの一番よいところはどのような点にあるのかお伺いします。

また計画の留意事項として、事業及び事業費は事業実施を確定するものではありませんとありますが、これはローリング方式による見直しによるものなのかお伺いします。



○企画政策部長（宮川昌和君）

先ほどの御質問でございますが、ローリング方式による見直しのいい点というところでございますが、毎年度修正を行うことで変化する社会情勢に弾力的に対応し、計画と実際とのずれを防ぐことを目的としているところだと考えております。

あと、事業実施の確定につきまして、初年度の事業費は原則当初予算の額と一致するものとなりますが、実施計画は3年間の事業計画を掲載しております。次年度以降の事業は、改めて実施計画検証シートと当初予算のヒアリング等により事業の実施内容とか、あと事業費を確定させていくこととなります。以上です。

○4番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

次年度以降の事業は、改めて実施計画検証シートなどを使って、事業及び事業費を確定させていくと確認しました。

実施計画の前提で中期財政計画があります。気になるのは、歳入の部分で自主財源です。その中でも、市税を除いたその他の部分での減少です。

そこで、この第2次愛西市総合計画（実施計画）の事業の中で、自主財源の確保につながる事業をお伺いします。

○総務部長（奥田哲弘君）

実施計画書の表記につきましては平成としておりますが、新元号に読みかえて御説明をさせていただきます。

自主財源の令和元年度から令和2年度にかけての減少につきましては、令和元年度の数値は、当初予算額に基づいて財政調整基金等の基金繰入金を含めた数値でございますが、令和2年度以降分は推計ということで、基金繰入金が含まれていないため大きな差が生じているものの、大幅な自主財源の減少を見込んでいるわけではございません。

続きまして、自主財源の確保につながる事業としましては、インターネットオークションを活用した公用車等の市有財産の売却や、公共施設の愛称の命名権を与えるネーミングライツの導入、市の特産物のPRをあわせたふるさと応援寄附金事業等がございます。

また、最終的に市税の確保につながるものとして、南河田の工業団地の企業誘致活動も自主財源の確保の一つと考えているところでございます。以上です。

○4番（竹村仁司君）

幾つかの自主財源につながる事業を上げていただき、ありがとうございます。

現在取り組んでいるもの、新たに取り組むものがあるとは思いますが、一つとして無駄な取り組みはないと思いますので、財源確保に努めていただくことをお願いします。

それでは、少し違う目線の財源確保から実施計画事業の中身についてお伺いします。

まず、基本目標4に上げられています活力とにぎわいあふれるまちづくり、施策1で、商工業、新規産業の振興です。

その中で、商工会補助費です。毎年、商工会より、市並びに議長、各常任委員長宛てに陳情

書が届けられていると思います。愛知県商工会連合会との連名ではありますが、商工会の抱える実情、要望などがつづられたものです。市内の理事さんの署名・捺印もあります。そこで、事業計画自体は変わっていないと思いますが、令和元年度と令和2年度とで事業費が600万円以上減額になります。令和3年度も同じです。陳情書には目を通されているとは思いますが、なぜ減額になるのかお伺いします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

令和元年度につきましては、商工会館の目的外使用における補助金返還分が含まれていることが大きな要因となります。

例年補助をしております人件費等の保持については、大きく変わっているものではなく、引き続き必要な人件費を補助していきたいと考えております。

#### ○4番（竹村仁司君）

この施策である商工業、新規産業の振興について、指標を見ても工業団地に関するものだけで、新規産業の振興ばかりが優先され、既存の中・小企業に対する施策が見えてこない気がします。そこで、事務事業にある小規模企業等振興資金保証料補助金のここ数年の利用状況、件数、1件当たりの補助金額などの推移をお伺いします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

小規模企業等振興資金保証料補助金は、中小企業が借入れをした際、支払う信用保証料の一部を補助するもので、小口資金を対象としたものになります。

この補助金の対象となる中小企業者というのは、従業員数が20人以下の会社、個人、医療法人等であり、設備資金や運転資金に充てるためのもので、融資限度額は2,000万円となります。

この補助金の過去3年間の利用状況ですが、補助金額は信用保証料の90%で、上限20万円ということで融資金額によって補助額が変わってくるため、平均補助額とさせていただきますが、平成28年度につきましては24件、平均補助額が10万4,558円、平成29年度につきましては23件、11万8,539円、30年度は31件、11万1,725円となっております。以上です。

#### ○4番（竹村仁司君）

次に、同じ基本目標、活力とにぎわいあふれるまちづくりの施策の中で、観光の振興があります。その中の道の駅周辺整備事業です。

平成30年3月議会定例会での市長による招集挨拶並びに施政方針説明の中の概要として、木曾三川の恵みによる豊かな自然と、史跡、ハスの花、観光資源が多くあり、現在、木曾川下流河川事務所と愛西市木曾三川ミズベリング協議会を立ち上げ進めている。これら観光資源を市内外の方に知っていただくため、道の駅立田ふれあいの里を中心に、隣接する森川花はす田のほか、本市の観光施策として重要な拠点である立田ふれあいの里周辺地域を整備するための調査を実施すると、平成30年度の予算編成についての中で説明をされています。まず、その調査の内容と結果をお伺いします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

道の駅周辺事業につきましては、既存施設及び既存資源を生かし、一年を通じてにぎわいの

ある観光拠点整備を目指すものであります。

昨年度実施した主な調査業務内容は、前提条件の整理として上位関連計画、交通アクセス上の立地状況、周辺観光地の立地状況の整理、立田ふれあいの里・森川花はす田の利用運営状況の把握、関係団体へのヒアリング等であります。あわせて利用者ニーズを把握するために、アンケート調査についても実施しております。

その結果を踏まえて、現況分析、課題整理、対応方針を決定し、本事業の基本方針及び整備コンセプトを定めて基本構想を策定しており、今年度は、具体的な周辺整備に向けた基本計画の策定を予定しております。以上です。

#### ○４番（竹村仁司君）

道の駅の整備に関しては、平成29年3月定例議会でも一般質問させていただき、トイレの改修については実現していただきました。駐車場が狭いのではないかと指摘に対しては、引き続き県に要望をしていくとの答弁でした。特にこの道の駅周辺整備事業の目的の中に、地域の特性を生かした公園整備を行い、一年を通じて道の駅と一体的な相互作用を図るとあります。この公園整備というのは、基本的な構想としてどのようなものになるのかお伺いします。

また、駐車場が狭いと指摘ですが、この構想の中で考えはあるのか、何台ほどの車がとめられるようになるのかお伺いします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

本事業の基本構想は、基本方針と整備コンセプトにより作成しております。

基本方針は、愛西市の知名度向上及び来訪者を増加させるため、本市の魅力を広く発信し、体験する場として幅広い世代に好まれる観光情報発信拠点を目指すものでございます。

整備コンセプトは、現道の駅エリアについては、既存施設のリニューアルを基本とし、地域観光の中核を担う拠点として、観光サービスの強化を図り、森川花はす田エリアについては、本市の特産農作物である既存資源を活用した施策を展開し、観光・誘客により地域振興の活性化を図るものであります。

駐車場不足の解消も課題として捉えておりますけれども、具体的な規模等については、今年度の基本計画策定業務の中で整理していく予定でございます。

#### ○４番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

ぜひ課題となっております駐車場不足の解消をよろしく願います。

西側の道の駅と東側の森川花はす田を一つにした公園というイメージですが、以前、商工会と観光協会が同じ建物の中に存在することに対する指摘を受けたと思います。今回の道の駅周辺整備事業の中で、それは解消されるのかお伺いします。さらに、西側にある道の駅の施設は大きくなるのか、どのような形でリニューアルされるのか、また、東側にある森川花はす田も蓮見の会のとみだけでなく、一年を通して楽しめるような場所になるのか、どのような形でリニューアルされるのか基本的な考えをお伺いします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

御指摘のことにつきましては、観光サービスの強化を図っていくため必要なことと捉えておりますが、対応策などにつきましては、関係団体を含め整理していかねばならないと考えております。

道の駅の施設ですけれども、基本方針等の実現のために施設拡張も必要であると考えますが、増設を含めたリニューアルの内容は、施設の構造及び機能的側面から効果的な手法を整備していきたいと考えております。

森川花はす田エリアにつきましては、本市の特産、農産物である既存資源を活用し、地域振興の活性化を図る方針のもと、一年を通してにぎわいのある観光拠点整備を目指し、今年度の基本計画策定業務の中で検討・設定していく予定であります。

#### ○4番（竹村仁司君）

一年を通して楽しめる場所というのは本当にキーワードだと思いますが、道の駅施設の増設を含めたリニューアルには、若者の集う道の駅をキーポイントとすることも必要ではないかと思えます。

道の駅周辺整備事業の事業計画の中で、民間活力導入調査とあります。これは、どのような目的で行われるのか、またどのような効果を期待しての事業計画なのかお伺いします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

民間活力導入調査は、基本構想に即した関連事業の管理運営を、実際に行っている民間事業者に対し意見等を聴取するものでございます。

民間事業者からの有用な情報を参考にすることにより、効果的な導入施設及び管理・運営手法等を見出すことを目的としております。以上です。

#### ○4番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

ぜひ民間のノウハウを生かして、若者も集客できる施設を目指してほしいと思います。

第2次愛西市総合計画（実施計画）では、道の駅周辺整備事業とともに、かわまちづくり計画策定も実施計画として入っています。かわまちづくり計画については、過去に一般質問でも取り上げていますが、道の駅周辺整備事業とも大きくかかわってくるはずですが、現在、かわまちづくり計画はどのような段階まで進んでいるのかお伺いします。さらに、国土交通省が行う計画の進捗状況によっては、市としても事業検討に入っていく部分もあると思いますが、現段階でどのようなことを想定しているのかお伺いします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

かわまちづくり計画については、本年度から計画に位置づけられているランド再生の部分の具体的な工事に向け、まずは概略設計、そして詳細設計と進めていくということになっております。

そのため、木曾川下流河川事務所と観光協会などの関係団体と市とで、綿密な打ち合わせを重ねながら進めてまいります。

また、市として現段階でどのような事業を想定しているかについてですが、整備された施設

の維持管理、また観光客などへの各種案内看板の設置などを想定しています。あわせて、公共交通機関と道の駅と現地とをつなぐ移動手段や区域内での移動手段も検討していかなければならないと考えております。

#### ○4番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

最後に、この件については副市長にお伺いしたいと思います。

第2次愛西市総合計画（実施計画）の中で、気になった自主財源の減少傾向、それを打開する事業は何なのか、観光資源も自主財源になり得るのではないかという点からも質問させていただきました。特に道の駅周辺整備事業については期待をしております。

そこで、副市長のお考えになる道の駅構想、戦略、そこから広がる愛西市の観光事業、あるべき姿をお伺いします。

#### ○副市長（鈴木 睦君）

それでは、私から御答弁申し上げます。

愛西市の観光事業といたしましては、総合計画の観光拠点として、道の駅周辺から木曾三川に向かった地域が位置づけられております。

この地域におきましては、ポテンシャルの高い観光資源となり得るものが多くあり、この資源を単体として活用するのではなく、複数を絡ませるような活用をしていく必要があると考えております。

県下でも有数の集客力を持つ本市の道の駅を観光戦略の核として位置づけることによって、都市と農村が共生する新しい社会が創造される可能性があると思っております。

また、観光客である交流人口だけでなく、地域や地域の人々とより深く多様にかかわる関係人口にも期待をしたいというふうに思っております。以上でございます。

#### ○4番（竹村仁司君）

御答弁ありがとうございます。

副市長の言われた交流人口と関係人口、特に交流人口については余り聞き覚えがない言葉ですが、きょうはもう余り時間もありませんので別の機会にしっかりとやらせたいと思っておりますが、人口の数だけではなく、市町村に住んでいる地域の方とかかわってくれる人、かかわってくれる人口をふやしていく。例えば市民菜園とか、空き家改修ボランティア、テーマパークなど市町村が関係人口を募集して、その取り組みに賛同する人たちとかかわりを継続していくというものだと思います。私も今後こうした取り組みには協力できるよう努力してまいります。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（鷺野聡明君）

4番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は11時15分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位9番の1番・馬淵紀明議員の質問を許します。

馬淵紀明議員。

○1番（馬淵紀明君）

ただいま議長のお許しをいただいたので、今から一般質問を始めさせていただきます。

市当局には、市民の皆様にわかりやすい御答弁をよろしくお願いいたします。そんな当たり前のことを聞くのと思わず、市民の皆様は知らないことがたくさんありますのでよろしく願いしたいと思います。

質問する前に、私が12月定例会で災害時の安否確認、また被害状況の確認等にドローンが有効ではないかと提案させていただきましたが、当時の担当部長からは導入の予定はないとのことでした。

しかし、ことしの広報「あいさい」5月号にも載っていましたが、3月28日に災害時における無人航空機ドローンによる支援協力に関する協定を締結していただきました。どのような経緯があったかはわかりませんが、万一に備えた新たな体制がふえたことは私もよかったと思います。どうもありがとうございました。

それでは、質問を始めさせていただきます。今回は、大きく3件について質問します。

大項目の1件目はスポーツ施設について、2件目は巡回バスについて、3件目は公共施設白書についてです。

最初にスポーツ施設について伺います。1番目にフットサルコートの利用状況についてです。

昨年の5月からフットサルコートが使用できるようになりましたが、昨年度の利用実績を教えてください。また建設事業費、年間維持管理費も教えてください。

2番目ですが、来年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。私も元プロスポーツ選手として非常に楽しみにしていますし、オリンピック選手やプロスポーツ選手との接点の場をこれからつくっていききたいとも考えています。

また今後、愛西市民、愛西市出身の方がオリンピック・パラリンピックを目指したいと思う選手が出てきてほしいとも思っております。それには、大きく環境が左右されます。幼少時も含め、小学生また中学生の間にいろいろなスポーツを経験し、基礎体力、体の使い方を身につけなければなりません。前回の一般質問でも取り上げましたが、愛知県の小・中学生の体力テストの結果は低く、この愛西市の小・中学生の数字も決して高いわけではありません。愛西市は都心部にはない恵まれた環境があるので、それを生かして、他の自治体では持っていないスポーツ施設があってもいいのではないかと考えています。

そこでお尋ねいたします。今後、新たな多目的グラウンドの計画はないのか教えてください。

次に、大項目2件目の巡回バスについてです。

1番目に、愛西市の巡回バスは無料で市民の皆様にご利用いただいておりますが、今後も無料のままいくのか教えてください。また、いつから無料で行っているのかもお聞きいたします。

2番目に、デマンド交通についてです。

平成29年3月定例会で、鷲野議長からもデマンド交通の検討をされてはと一般質問がされていますが、その後は検討されたのかお聞きします。

3番目に、津島市民病院への乗り入れについてです。

昨日、加藤議員からも質問がされていますが、私もことし2月に津島市長から愛西市長へ乗り入れの申し出があったとお聞きしました。佐織地区の方、八開地区の方からも、なぜ津島市民病院へのバスが乗り入れできないのか、愛西市北部の市民の声は聞いてくれないのというような声を聞き続けていました。ぜひとも、津島市民病院への乗り入れをお願いしたいです。

きのうの答弁では、巡回バス運行検討委員会と協議しているとお答えしていましたが、その検討委員会のメンバーは何人で構成されているのか。また、選定方法も教えてください。

大項目の3件目、公共施設白書についてです。

近年、自治体において、公共施設白書の作成実績がふえているようです。この公共施設白書とはどのようなものですか。また、市として公共施設白書の作成は考えていないのかをお尋ねいたします。

以上、一括質問とし御答弁をいただいた後、再質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

フットサルコートの利用状況について、お答えをさせていただきます。

平成30年度の実績でございますが、平日昼間の利用人数は186人、利用回数は16回。平日夜間人数は1,702人、回数は130回。休日昼間の人数は1,631人、回数は90回。休日夜間の人数は1,356人、回数は99回でございます。

先に年間維持管理費について、お答えをさせていただきます。

施設の管理運営につきましては、市内10施設の体育施設を指定管理者でお願いしております。そのため、人件費等、フットサルコートに係る費用のみをお答えすることはできません。平成30年度のフットサルコートの電気代については7万8,421円となっております。

もう一点、新たな多目的グラウンドの計画はという御質問についてお答えをさせていただきます。現在のところ新たな計画はございません。市といたしましては、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の統廃合、長寿命化、効率的・効果的な維持管理等の取り組みを推進しているところでございます。以上です。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

私からは、建設事業費について答弁させていただきます。

平成29年度に整備したフットサルコート及びその周辺施設の建設費は、約1億3,498万円でした。財源内訳としては、合併特例債とスポーツ振興くじ助成金で約1億2,844万円、一般財源が約654万円となります。

今年度の工事につきましては、トイレ、シェルターの建設、コート周辺の塗装などを予定しており、7,370万円で当初契約を締結しています。こちらの財源内訳としては、合併特例債と

国庫補助金で6,340万円、一般財源が1,030万円となります。以上です。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

私からは、2件目の巡回バスについて御答弁をさせていただきます。

1点目の利用料金でございますが、合併時から無料で運行しておりまして、引き続き、無料で進めていきたいと考えているところでございます。

2点目のデマンド交通についてでございますが、今回の改定は、先ほど申し上げましたとおり、引き続き無料での運行を考えております。また、バス停の削減や大きなルート変更を行うことは検討委員会においても予定をされておられません。したがって、来年4月の改定におきましては、有料運行等課題のあるデマンド交通の導入は考えていないところでございます。

3点目の津島市からの申し出の関係でございますが、本年2月21日に津島市長から、愛西市巡回バスの津島市民病院への乗り入れに係る要望書を受け取り、現在、検討委員会で協議をしているところでございます。

次に、検討委員のメンバーの関係での御質問でございましたが、まず、人数は現在17名で構成をされております。選定方法ということでございますが、愛西市巡回バス運行検討委員会設置要綱に基づき選定をしていますが、現委員の構成といたしましては、大学教授1名、地域の実情に精通した方4名、高齢者・女性4名、知識・経験を有する方4名、公募委員4名、以上で構成しているところでございます。

続きまして、次に3件目の公共施設白書について御答弁をさせていただきます。

公共施設白書とは、自治体が保有する公共施設について施設ごとの現状を明記し、その情報をもとに分析した資料であると考えております。公共施設白書の作成についてでございますが、平成29年1月に策定しました愛西市公共施設等総合管理計画をもとに、施設ごとの方向性を取りまとめた個別施設計画を今年度中に策定し、公表する予定でございます。

また、これとは別に、市民の皆様が施設のあり方を理解していただく材料として、愛西市の全ての施設を対象に、所在地、建築年度、敷地面積、延べ床面積等の施設情報を取りまとめた形で公表できるよう進めてまいりたいと考えております。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

それぞれの御答弁、ありがとうございました。

それでは、まずフットサルコートについて再質問させていただきます。

利用実績はわかりました。それでは昨年度、収入は幾らありましたか教えてください。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

約150万円でございます。

**○1番（馬淵紀明君）**

では、利用実績と今の150万円という収入を見てどのように思われますか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

フットサルコートの供用開始が5月20日であったこと、また、昨年は連日猛暑が続いたことも利用実績に影響があったと考えております。



○1番（馬淵紀明君）

昨年の夏は想像以上の暑さになることが多くて、今後もその可能性があると思われます。そのような対策もこれからは必要だと思います。

次に、市内・市外の利用団体数を教えてください。またその中で、体育協会に加盟している団体数は幾つありますか。また、フットサル以外の利用は何回あったか教えてください。

○教育部長（大鹿剛史君）

フットサル利用団体で登録されてみえますのは市内団体が26団体で、そのうちスポーツ少年団が1団体、市外団体が24団体、合計50団体でございます。体育協会に加盟している団体はございません。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

済みません、フットサル以外での利用は何回かわかりますか。

○教育部長（大鹿剛史君）

申しわけありません。そちらについては現在手持ちの資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○1番（馬淵紀明君）

そうでしたら、近隣の自治体のフットサルコートはどこにありますか。また、利用状況がわかれば教えてください。

○教育部長（大鹿剛史君）

近隣では蟹江町と弥富市にございます。平成30年度の実績で、蟹江町は7,442人、645回。弥富市は6,199人、169回と聞いております。

○1番（馬淵紀明君）

ありがとうございます。

今の蟹江町の利用実績、回数でいきますと645回とお聞きしました。愛西市は先ほど335回というお話なので、単純に約2倍の利用があったのではないのかなと考えられます。私が独自で調べたところ、蟹江町のフットサルコートは愛西市と違い1面だけなんですけれども、平成27年度以降、利用率も上がっています。

また、弥富市にもフットサルコートがあり、民間の施設も津島市、あま市にもある中、市としては同一目的・同一施設の見直しをしていくと以前から言っていますが、他の自治体とはいえ、同じ目的なら利用しやすい環境、また利用しやすい時間体制の施設を利用者の方も選択していくと思われます。

ことしの3月定例会で、フットサルコート周辺整備事業のトイレの設置に対して私は質問をいたしました。男性を1室、多目的トイレを兼用する女性用1室にした理由を聞いたところ、当時の担当部長からは使用頻度の関係で1個にしたと私は聞きました。昨年も公共施設のトイレのあり方のところでお話をさせていただきましたが、このような施設は、プレーヤー目線だけではなく観戦される方への配慮もとても大切だと思います。特に女性への配慮は大切な部分だと考えます。また利用したい、安心して利用できると感じていただくことが大切ではないの

かと思っております。

今年度の整備事業費も含めると2億円ほどの事業費だと先ほどお聞きしましたが、こうしたトイレなどの部分にも目を傾けていただき、利用率を上げていくにはとても必要なことだと考えています。

それから、先ほどの御答弁にもありましたが、平日の昼間の利用回数は年間16回と極端に低い数字だと思います。また、利用回数合計335回と利用団体数50団体で割りますと、1団体当たり1年間の平均利用は6.7回になります。こちらでも低い数字だと感じています。

まだ利用可能になって1年ですが、市当局として、今後、平日の昼間の利用の仕方も含めて、稼働率を上げる対策は何か考えているのかお聞きします。また、具体的な目標が何かあれば教えてください。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

フットサルコートのみのも目標値はございませんが、より多くの方に御利用いただけるよう、広報やホームページを通じて周知を図ってまいります。また、指定管理者が行うスポーツイベントまたはスポーツ教室においても、フットサルコートを活用した企画等で周知を図っていきたいと考えております。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

そもそも昨年度から運営を始めているわけなんですけれども、周知方法は、もうその以前にやはり、もう少し強化して皆さんに知っていただかなければいけなかったのではないかなと思います。

今、部長の御答弁にも人気があるスポーツというお話でしたけれども、公益財団法人日本生産性本部が出版している「レジャー白書」というものがありますが、その中に、フットサル競技人口は年々減少していると書かれています。また、昨年度の利用状況で、人気があるという表現は少し違うのではないのでしょうか。詳細は控えさせていただきます。それよりも今後、愛西市でフットサルをどのような位置づけで取り扱っていくのが重要ではないかと思えます。また、他の自治体の利用方法に合わせていても、競技人口がふえていかなければなかなか稼働率は上がらないと思えます。こうしたスポーツ施設を多目的で貸し出していくのであれば、どの競技にも柔軟に対応できる今の2時間単位ではなく1時間単位の使用時間に変更して、利用者の方が利用しやすい環境にしていくべきではないのでしょうか。

市長にお聞きしますが、以前の平成29年6月定例会の議案質疑での答弁では、今後、愛西市でフットサルというのをどのような位置づけで取り扱っていくのか、また、団体さんができれば体育協会等に加盟していただき市に貢献するような状況にしていきたい。フットサルのみならず、ほかの利用状況ができるようなことが考えられれば、そういった貸し出しも当然考えていきたいとそのときには言っております。使用時間のことも含めて、今現在の状況はどのような考えでいますか。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から親水公園のフットサルコートの件につきまして御答弁をさせていただきます。

す。

当然、市といたしましては、全て白紙の状況でスポーツ施設を整備するのであれば、しっかりと協議・検討して進めていくということで、競技人口や団体数等も加味しながら整備することになるかと思いますが、御承知のとおり、親水公園につきましては平成7年に既に都市計画決定をされておりまして、そして、その後平成10年度から国庫補助金事業として採択をされ、平成17年度まで西ゾーンが整備されました。東ゾーンにつきましては、平成19年度から4年間、園路や擁壁などの公園周辺施設を県の補助金を受けながら整備をしていましたが、イベント時における臨時駐車場、また自衛隊活動拠点としての位置づけを踏まえて、公園内部につきましては整備をせず、臨時駐車場などで暫定的な使用をしておりました。

そのような状況の中、平成25年度に、県から公園内が未整備であり事業効果が十分にあらわれていないという指摘を受け、公園内部の整備に向け検討を始めてまいりました。このような状況の中、以前、平成29年度までは、駐車場につきましても西ゾーン・東ゾーン合わせて318台ということでございましたが、整備をさせていただきまして現状526台、そして令和2年からは513台というようなことで駐車場もふやして、親水公園でいろいろなイベントに対応できるような駐車場整備をさせていただきました。

そして、その内容につきましては、やはりスポーツの振興等を考えた、そして屋外スポーツ施設と位置づけ、その当時、指定管理者が行ったアンケート結果等を踏まえて、現在フットサルコートとして整備をさせていただきました。さまざまな課題があるという議員からの御指摘もございますが、やはりそういった過去の経緯も踏まえて現状フットサルとして整備をさせていただきまして、また多目的にも、フットサルのみならず使用ができるなら、使用していただければ私たちといたしましてはありがたいことだというふうに思っております。

稼働率向上に向けましては、今後も我々としては努力をしていきたいというふうに思っております。またその中で、使用時間につきまして御指摘・御提案がございました。1時間単位について行ったらどうだという御提案をいただきました。使用時間の改正につきましては、利用者にとっても影響が大きいことでございます。現在のスポーツ協会を初め、利用団体の方々などの御意見を聞きながら、利便性の向上に努めていかなければならないと考えております。

ただ、1時間単位とした場合は、運用上、利用者の方、そして我々管理側にもともに解決すべき課題も数多くあるというふうに思っております。それらの課題の解決及び利用団体の理解が1時間にした場合、どれだけ得られるかということが非常に重要であるというふうに思っております。我々といたしましては、現状や課題を確認するため、今後、関係団体からの御意見を伺いながら参考にしてまいりたいというふうに思っております。

ただ、愛西市につきましては、先ほど部長からもお話がございましたが、スポーツ施設、今10施設を指定管理者の方々に管理をしていただいております。その中、民間事業者等民間団体からも愛西市のスポーツ施設についていろいろな御提案等もいただくこともありますので、そういった御意見も聞きながら、愛西市のスポーツ施設があらゆるの方々にとって使いやすい施設運営、そして、よりスポーツに親しみやすい環境整備を今後とも検討しながら進めていきたい

というふうに考えております。以上でございます。

### ○1番（馬淵紀明君）

どうもありがとうございました。

課題はそれぞれあると思います。先ほど、竹村議員のところでも総務部長がお答えになっておりましたが、ネーミングライツを利用して、民間企業の方にそのような契約をしていただいて、やはりそういう情報発信という手もありますし、まずは使ってもらえるというところで、私がフットサルを想定しているわけではなくて、ぜひ、このようなすばらしい施設があるというところをもう少しPRできれば利用稼働率も上がると思います。ぜひとも、そのあたりをもう一度精査していただいて、利用稼働率が上がるように努力していただきたいと思います。

それでは、新たな多目的グラウンドの計画はないというお話でしたけれども、今、フットサルコートが多目的でというお話で、他のフットサル競技以外での利用というところでは、ちょっと、今どのぐらいかというのはわからないんですけども、昨年度の335回という回数を見れば、それほどなかったのではないのかなあと私は感じております。私として、これは個人ですけれども、サッカー場1面をとれる施設、そうすればフットサルコートも十分にとれるわけで、そのようなサッカー場が1面とれる施設のほうが多目的に使用できたのではないかと考えておりますが、一度、ちょっと資料をお願いします。

ここは御紹介させていただきますけれども、鶴舞公園多目的グラウンド「テラスが鶴舞」という施設です。先日、視察にも行ってきましたが、もちろん、まだ新しいのですばらしい施設ですけれども、日本サッカー協会公認の人工芝2面の多目的グラウンドから成り、サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール、ラクロス、さまざまなスポーツに対応しております。また、200メートルトラックなどを利用した会社の福利厚生、地域の催事、それから学校の体育などにも利用ができます。

写真のほうはよろしいでしょうか。このグラウンドだけではなくて、これ、グラウンドですね。済みません、中のほうの。そこの中に、グラウンドとグラウンドの間にありますテラスというものがあまして、縦長の施設なんですけれども、ここには受付や交流の場としてのラウンジ、さまざまな研修・イベントが可能なマルチルーム、シャワー、トイレが充実した4つの更衣室なども配備されております。真夏にも対応できるようにエアコンも設置されておりますし、この施設はプレーヤー目線だけでなく、やはり観戦される方の配慮も行き届いておると思います。担当の方からは、今は稼働率が高く、予約がなかなかとれない状況だと言っていました。

総事業費は約7億円です。グラウンド1面約2億3,000万円、2面で倍の4億6,000万円だそうです。この施設のいいところは、こういう施設面だけではなく、日本サッカー協会の助成金、また愛知県サッカー協会の資金・寄附金等で整備した後、設置した施設を名古屋市に寄附し、指定管理は愛知県サッカー協会が行っているというものです。税金を投入せずに施設の設置、維持及び運営管理を行うケースは珍しく、全国からは非常に注目されています。

また、愛知県の1年間のサッカーの試合は、子供から大人まで約9,000試合行われている状

況です。県内にこのような施設はまだ少なく、他の自治体も設置に向け検討していると聞いております。愛西市にもこのような施設があれば注目もされますし、フットサル競技人口をふやしていくことにも私はつながるのではないかと考えております。

最初にお話しさせていただきましたが、愛西市には都心部にはない恵まれた環境があります。市民の方にスポーツを通して憩いの場にもなると思いますので、一度参考にしていただき御検討してください。よろしくお願いいたします。

それでは、巡回バスのほうに移らせていただきます。

順序が変わりますが、さきに津島市民病院の乗り入れについてのところで、運行検討委員の人数やどのような選定をされていることを質問させていただきましたが、その運行検討委員会で、市民の方からの意見はどのように集約されているのか教えてもらえますか。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

乗車された方の対象としたアンケート、また「ふれあい箱」を通じていただいた意見も参考とさせていただいております。また、巡回バスに関係する各分野から委員に就任をしていただいておりますので、市民の幅広い意見を取り入れていると考えています。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

ありがとうございます。わかりました。

それでは、料金体制のほうの質問をさせていただきたいと思えます。

今後も無料で行うと先ほど答弁でもありましたけれども、近隣の自治体の料金体制はどのようになっているのか教えてください。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

近隣状況でございますが、稲沢市200円、小学生までは100円でございます。津島市100円、小学生以下は無料でございます。あま市200円、小学生までは100円。弥富市200円、高校生までは100円。海津市は、一部の区間を除いて200円、中学生までは100円ということで伺っております。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

それでは、愛西市の過去5年間の利用者数の状況を教えてください。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

過去5年間の利用人数ということで、途中で変わっておりますので海南病院の関係は抜かせていただきます。

平成26年度11万3,464人、平成27年度11万4,774人、平成28年度11万5,447人、平成29年度11万3,599人、平成30年度11万2,085人、以上でございます。

**○1番（馬淵紀明君）**

それでは、近隣の自治体の利用者数も教えてください。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

近隣自治体ということですが、全てのところが公表しているわけではございませんので、稲沢市、津島市の2市について御報告させていただきます。

稲沢市でございます。平成26年度 9万5,504人、平成27年度15万6,314人、平成28年度16万6,576人、平成29年度17万5,718人、平成30年度17万9,357人。

津島市でございます。平成26年度 5万3,534人、平成27年度 5万5,260人、平成28年度 5万4,941人、平成29年度 5万6,462人、平成30年度 6万1ということでございます。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

それでは、愛西市は平成28年度から利用人数が減っていますが、原因は何だと思われませんか。

○総務部長（奥田哲弘君）

利用者の生活形態の変化もございまして一概には言えませんが、大きな要因としては、佐屋老人福祉センターのバス停での利用が減っています。なお、佐屋老人福祉センター自体の利用者の減少が起因していると考えています。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

先ほどの稲沢市の利用人数はよくわかりましたけれども、稲沢市では毎月、広報にコミュニティバスの利用人数を路線ごとに公表しております。本市としては利用人数の公表はしていないのか、教えてください。

○総務部長（奥田哲弘君）

現時点で公表する必要があるとは考えていませんので、今後も予定はございません。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

利用状況、利用体制はちょっと、今わかりました。

それでは、デマンド交通のほうに先進めさせていただきますけれども、近隣の自治体で導入しているところはどこですか。

○総務部長（奥田哲弘君）

稲沢市、海津市が行っていることは承知をしております。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

そのような自治体は、担当課の職員は行かれたのでしょうか。

○総務部長（奥田哲弘君）

担当者が海津市及び稲沢市へ出向き、勉強してまいっております。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

行かれたようなんですけれども、そのような行かれた結果、どのように思っておりますか。

○総務部長（奥田哲弘君）

本市が考えている無料による巡回バス運行では導入が難しく、また、稲沢市と同様な運用を行うためには対応できる事業者を探すのが非常に難しいなど、懸案事項が幾つかございます。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

済みません、ちょっと1つ。私の確認も含めてですけれども、もし仮にデマンドを入れる要素として、今現在の無料体系ではデマンドは導入できないという認識でよろしいでしょうか。

○総務部長（奥田哲弘君）

そもそもデマンド交通は、例えばタクシー事業者が空き時間を使って運行するとかそういうものでございます。当然、無料でできるかできないということであれば、市が全額を出せば無料でもできます。そのかわり、費用がどれぐらいかかるかということは想像していただければ結構だと思います。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

済みません、もう一点。ちょっと確認ですけれども、デマンドは有料にして、巡回バスは無料という方式は成り立たないという見解でよろしいでしょうか。

○総務部長（奥田哲弘君）

バスの運行はいろんな形態がございます。

例えば、豊田市におきましては7ルート、例えば有料であったり無料であったりデマンドであったり、いろいろ導入をしておみえになります。愛西市の今の旧4町村の状況で、そういったことが市民に受け入れられるのかどうか、そういったことは今後検討していくべき課題であるとは思いますが、現時点では、一律に行っていくべきであろうという考えでおります。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

どうもありがとうございます。

私も海津市のほうに行きまして、担当の方からデマンド交通がどういう状況かとお聞きしてきました。利用者は年々ふえているというお話です。

表を出してもらえますか。

これは、先ほどのお話ですけれども、鷲野議長が平成29年で一般質問されまして、27年度実績で当時の担当部長がお答えになっておりますけれども、平成30年度の各ルートの利用率、また1便当たりの乗車人数はどのようになっていますか。

○総務部長（奥田哲弘君）

現時点、各ルートがそのこの地区の方だけ利用しているわけではございませんので一概に言えませんが、議員おっしゃられた数値をもとに答弁をさせていただくと、平成30年度、人口は4月1日現在とさせていただきます。

佐屋地区の人口2万9,361人で1人当たり約2.37回。立田地区の人口7,430人でお一人当たり約0.91回。八開地区の人口4,458人で1人当たり2.45回。佐織地区の人口2万2,168人で1人当たり約1.12回となります。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

1便当たりの利用者数も教えてもらえますか。

○総務部長（奥田哲弘君）

佐屋地区はバス3台で1日の便数が22便でございます。1便当たりは約10.8人の利用者でございます。立田地区はバス1台で1日の便数が6便でございます。約3.8人の利用。八開地区は、同じくバス1台で1日の便数が6便でございますので約6.2人。佐織地区はバス2台で1

日の便数が15便でございます。約5.6人ということになります。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

先ほど部長の答弁で、ルートが違う、比べるものが少し違うのではないかというお話でしたし、分母であるそのルートの人口が減っているわけで、単純にこれはどうかというところは非常に比較して難しいところがあるかもしれませんが、現状、この29年に質問されたのと比較をしますと余り変動がないように見受けられますけれども、市当局としてはどのように思われていますか。

○総務部長（奥田哲弘君）

それぞれの方の生活形態にもよりますが、巡回バスを必要としている方が利用していただいた結果と思っております。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

私は、巡回バスを必要としている方はもっといるのではないかと考えております。利用したいけど現状ではバス停が遠い。そもそも、うちの町内にはバスが走っていないという高齢者から若い世代の幅広い市民の皆様の声を聞いております。

それでは、稲沢市のバス路線図を出してもらえますか。

今出してもらいましたけれども、稲沢市は4月からバス路線を見直して、またコミュニティバスの接続便も昨年度の44カ所から75カ所にふやしました。接続できるバス停は限られますが、交通空白地をなくすようによく考えられていると思います。利用料は1乗車200円ですが、往路・復路でバスに乗り継ぐ際に、バスまたはコミュニティバス接続便の利用料金から100円割引券を発行してくれます。

さらに、稲沢市ではこのような「稲沢おでかけタクシー」という新たな事業の実証実験を実施しております。これは、コミュニティバス停留所からコミュニティバス接続便乗り場までの移動が困難な高齢者や障害者の方を対象とし、事前に利用登録をいただき、利用の前日までに予約いただくことで利用登録の方が玄関先から市内の目的地までタクシーの送迎を行う新たな事業みたいです。この事業の地域全域の導入を検討するため、次のとおり実証実験を実施しているとのことでした。

次に、愛西市の路線バス図を出してもらえますか。

先ほど、稲沢市は79.35キロ平方メートル、愛西市は66.70キロ平方メートルで、稲沢市のほうが若干大きいんですけども、愛西市のほうを見ますと、今無料で回しているということで、先ほどの接続便があるようなバス停がないのでどうしても交通空白地があるのではないかと思います。

これは今、愛西市の南部のほうですね。特に高速道路沿いの下ですね。本部田とか西條とかあのあたりはバスが走っていないのではというお話で、先ほどのお話ではないですけども、うちにはバスが走っていませんと、ちょっとバス停が遠いのでどうにかならぬかなあというお話でした。

ちょっと、北部のほうも映してもらえますか。



北部のほうも、八開地区の特に北のほうですね、このあたりのほうも非常に住民がいないわけではなく、利用したいけれども、もうどうしようもならないと、何か手段がないのかとそのような御質問もいただいているわけですが、無料で回していただいていることに関して、無料だからなるべく乗って下さいというのは私はどうかなあとと思いますけれども。

これ以外にも、佐屋川用水というんですかね、あそこの東側の細い道のところがあるんですけども、その集落というのか、そのところのバスが通っていないので、私たちはこのバスは利用したいんですけども、とても利用するには難しいと聞いておりますし、先ほどの竹村議員のところでもありましたけれども、宮田揚水場のあたりの方も、やはり線路をまたいで向こうのほうに行かなければちょっと利用しにくい状態だなあとというお話も聞いております。

無料でやっているというところでしたけれども、最初お聞きした平成28年度以降、利用人数は減っているわけですね。それでデマンド交通を導入している稲沢市、また市民の方から利用料をいただいている津島市も、年々利用人数がふえているわけです。市としていま一度、デマンド型交通の調査・研究をして、検討をしていく考えは持っていないのかお答えください。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

先ほど来、海津市等のお話もいただいておりますが、例えば海津市のデマンド交通の導入につきましては、コミュニティバスの見直し及び廃止を行い導入をしている状況でございます。

本市におきましては、今回の改定につきましては、先ほど来申し上げておりますが、バス停の追加やルート変更を主に行うという方針が検討委員会でもう既に決められております。検討委員会の意思も尊重したいと思っておりますので、引き続き、無料での巡回バスを運行していくという考えに変わりはありません。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

その検討委員、来年度からかわるといふ、次の変更の予定はいつとかわかりますか。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

まさに今検討をして、4月から運行をしようとしているところでございますので、その次の時期というのを今申し上げるべきタイミングではないのかなと思っております。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

わかりました。

今、運転免許自主返納制度があります。内閣府の平成29年交通安全白書によりますと、75歳以上の免許保有数約570万に対して、返納件数は29万3,000件という統計も出ています。

市民の方の声として、巡回バスを有料でもいいのもっと利用しやすい環境になれば免許の返納も考えられる。また、今まで自家用車にかかっていた維持費などを巡回バスなどの公共交通機関の料金等に充ててもいいので、狭い道にある住宅のところにも配慮ある巡回バスにしてほしいと私はお聞きしております。そうすれば自主返納の方もふえると思っておりますし、昨日、福岡県で9名の死傷者が出てしまいました。あのような高齢者ドライバーの事故も少なくなるのではないかと思います。

今後、交通空白地となっている地域の対応策、また高齢者社会における交通弱者の対応策な

どの検討もしていかなければ、空気を運んでいるだけだと言われても仕方がないと思います。市長がデマンド交通への考え方も含めて、巡回バスの今後の運行のあり方、また交通空白地の方への対応はどのように考えているのかお尋ねいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

巡回バスについての考え方ということでございます。

議員は有料化をしたほうがいいのではないかという御提案だと思っておりますが、有料化すれば全てが解決するわけでもありませんし、当然、有料化することによってバス停が減少するということも考えられます。そういったことを加味して、今、愛西市といたしましては、有料化には踏み切らず無料のまま続けていって、やはり定期的なルート、そしてバス停の変更もできるような状況で進めていきたいというふうに思っております。

社会変化は本当に早く変化をしてまいりますので、そういった状況を踏まえながら、市としてはより皆様方に使っていただける巡回バスにしていきたいというふうに思っております。十人十色、いろいろな要望等がありますし、行きたいところも違います。皆さん方、乗りにくい、使いにくいと言いますが、過去には各町内全てにバス停を、ほとんどのバス停を設置して、目的地まで行くのにかなりの時間がかかるので使えないといったような御意見等もいただきまして、現状の利用状態を加味して今のバスルート、バス停もつくられております。やはり、そういった御意見、皆さんいろいろお持ちではございますが、全ての人に全て満足な巡回バスというのは、デマンド交通を導入したとしてもなかなか解決は難しいだろうというふうに考えております。

しかしながら、市といたしましては、今、高齢者の方々の交通事故等もふえておりますので、そういった状況をいかにして解決する施策を進めていくか、その係る事業費をどこまで認めていくのかを考えていかなければならないというふうに思っております。

高齢者の世帯に対するタクシー補助等もしておりますし、やっぱり、そういったいろいろな事業を全て加味して我々としては考えていきたいというふうに思っております。当然、デマンド交通のメリットにつきましては市としても把握をしておりますけれども、それに対して、先ほども言いましたがデメリットもございます。そういったことをいろいろ検討して進めていきたいというふうに思っておりますので、市としては、全くデマンド交通を否定はしていないということでございます。以上でございます。

#### ○1番（馬淵紀明君）

ありがとうございます。

有料化によってバス停が減る、そういうようなことも私も理解しておりますし、そういうことも含めて、稲沢市ではコミュニティバスの運行を継続していくために、見直しに係る基準を設けてそれを公表し、その基準値を上回る路線については運行路線の縮小や減便、また時刻表改正をしていると聞いております。

愛西市は巡回バスの利用状況を公表しないと先ほどお聞きしましたが、やはり市民の皆様にも、今このような利用状況ですと伝えていくべきではないでしょうか。伝えて情報を共有し、初め

て、今後の巡回バスのあり方を検討していかなければいけないと思います。また、近隣の自治体と比較して無料で行っているのは愛西市だけでございますが、県内の市におきましても、刈谷市、碧南市が無料で行っております。ただ刈谷市、碧南市は無料で行っていますけれども、毎日運行して、市民の皆様にご理解をいただいていると聞いております。

今後、市当局におかれましても、デマンド交通、またそれ以外での市民の皆様における交通手段調査・研究をしていただいて、高齢者、障害者、子供、外国人等の皆様の配慮を含めた本当に利用したい方の気持ちを御理解していただきたいです。

また、国土交通省では、地域公共交通確保維持改善事業により、デマンド交通の運行や幹線バス、ノンストップバス、福祉タクシーの導入などに対する補助を実施していることもお伝えをして、次の質問に移らせていただきます。

最後になりますが、公共施設白書について再質問をさせていただきます。

先ほど、施設情報を取りまとめた形、私はそのようなものが公共施設白書だと理解しましたが、合併後、市内に同一目的・同一施設がある中、このような白書などを利用し、活用し、今後の施設のあり方等について市民の皆様と意見交換をしていくべきではないでしょうか、お答えください。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

愛西市では平成17年の合併以降、各種検討会等で皆様からの御意見をもとに検討を重ねて施設の統廃合に取り組んできたものであります。今後も施設情報を活用し、現状を理解していただいた上で、施設のあり方について市民の皆様と意見交換ができるよう、引き続き進めてまいりたいと考えております。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

どうもありがとうございました。

今回はスポーツ施設、巡回バス、そして、今の公共施設白書について質問をさせていただきました。

あと、議員になってから少し気になっていることがあります。各問題の分析結果などをかわられた担当の職員にしっかりと引き継がれているのか、そうした分析・調査結果が残っているのか、私は少し疑問を持っております。

今回それぞれの質問で、いろいろな何々白書というものをもとにしていろいろと調べていましたが、市当局におかれましても、やはり公表できるものは公表していただき、市民の皆様の御理解をいただきながら、ともにこの愛西市の未来をつくっていただければなあと思っております。

最後になりますが、市民の皆様におかれましても、自分たちの公共施設、公共交通を守り育てていくためにも、日々の生活の中で積極的な御利用をお願いして私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

#### ○議長（鷺野聡明君）

1番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後 1 時15分といたします。

午後 0 時10分 休憩

午後 1 時15分 再開

○議長（鷺野聡明君）

お昼の休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位10番の14番・山岡幹雄議員の質問を許します。

山岡幹雄議員。

○14番（山岡幹雄君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

私からは、大きく3点のことについて質問させていただきます。

自治の基本的な考え方やまちづくりの主体、担い手である市民、議会、市長の権利や責務、市政運営の基本的な進め方など、まちづくりの基本的なルールを定めた愛西市自治基本条例が平成27年4月1日からスタートいたしました。この条例ができたことにより、まちづくりの主体、担い手である市民、議会、市長、3者がそれぞれの権利と責務を理解し合い、ともに考え行動できるようになり、市民の意向をさらに適切に反映して、開かれた市政運営が行えるようになることが期待できます。

そこでお尋ねします。

条例制定後に、市民への周知・啓発はどのようにされたかお尋ねいたします。

条例制定の背景に、地方分権として、地域のことは地域で考える時代と題して、地方分権の進展により地方自治体の役割と責任が増大し、地方自治体は自らの責任において行政運営を行うことが求められています。市においても、地域の特徴を生かして創意工夫を凝らして自立した行政運営を行わなければなりませんと、市民が主体の自主・自立のまちづくり、基本条例の写真はこのようにつくられておりますと、ここに記載してありますが、どのように地域の特徴を生かし、創意工夫を凝らして、自立した行政運営を行ったかお尋ねいたします。

少子・高齢化、人口減少、支える側は減少、支えられる側は増加して、少子高齢化、人口減少の進行による人口構造の変化や、市民のニーズや価値観の多様化、厳しい経済状況が続くなど、地方自治体を取り巻く社会情勢の変化により、拡大する公共サービスの全てを行政だけで担うことは難しくなってきております。このような背景から、市民と行政が、互いに尊重し役割を分担して公共的な課題解決に当たる、協働によるまちづくりを一層推進する必要が出てきましたと記載してありますが、市民と行政が協働にまちづくりをどのように推進されているかお尋ねいたします。

続きまして、愛西市の道路及び駅周辺整備について質問させていただきます。

愛知県が策定してございます都市計画区域マスタープランにより、都市計画法第18条の2の規定により、議会の議決を経た愛西市都市計画マスタープランが策定されております。この計画は、愛西市の都市計画に関する基本的な方針と思われます。都市計画区域マスタープランが、広域的な一体性を確保する上で配慮すべき事項について定められているのに対して、市の区域

を対象としより地域に密着した見地から、その創意工夫のもと、市が定める都市計画の方針を定めたものが市のマスタープランである。今年度の当初予算編成について、将来都市像である「ひと・自然・愛があふれるまち」の実現に向けて、基本構想となる第2次愛西市総合計画に上げるまちづくりの基本理念を、施策、事業の着実な推進に努めるため、今年度都市計画マスタープラン策定事業が計画されております。

そこで伺います。

現行計画をどのように整理し、事業、施策をどのように検証されるのか。また、今回の都市整備は、どの関連計画との整合を図られるのかお尋ねいたします。

現行計画に、地域間交流や都市機能連携を強化する地域幹線道路について、整備についてどのように図られたかお尋ねいたします。

市街地形成を促進する主要道路の整備と題して、愛西市内の駅付近において交通結節点機能の強化と周辺部におけるにぎわい創出に向け、未着手の都市計画道路の整備を促進するとともに、駅前広場の整備や駅、主要施設の起点として新たな主要道路の検討を実施されたかお尋ねいたします。

最後に、いじめ対策についてお伺いいたします。

いじめの深刻さが浮き彫りになり、平成13年9月にいじめ防止対策推進法が施行されております。これまでの間、場合によって誰にも気づいてもらえず、最悪の結果に終わってしまうようなケースも発生していることから、各地でさまざまな対策が講じられております。

本市において、いじめ防止対策推進法の規定により、市内小・中学校でいじめ対策基本方針が作成されるなど、鋭意取り組まれていることに対して敬意と感謝を申し上げます。

済みません、6番の愛西市いじめ方針のほう、この冊子が平成17年4月に愛西市いじめ防止基本方針を策定されております。この策定後、市ではどのようにいじめ防止に取り組んでこられたかお尋ねいたします。

以上、3点について御答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

それでは私から、自治基本条例に関する3点の質問につきまして御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございます。

条例制定後に、市は市民にどのような周知・啓発をしたかの御質問につきましては、広報紙への掲載、市民向け講演会の開催、パンフレットの作成により条例の背景や内容を啓発いたしました。

また、中学2年生を対象に条例の内容を解説する出前授業を行っております。その他、あいさい出前講座にも市民と協働のまちづくりの講座を掲示しております。

次に2点目でございます。

地域の特性を生かし、創意工夫を凝らして行政運営をどのように行ったのか。

条例の趣旨にのっとり、市民アンケート、ワークショップの開催、意見収集などさまざまな

手法を用いて、広く市民の意見を聞きながら第2次総合計画を策定し、市民との協働を念頭に置いた行政運営に努めています。

次に3点目でございます。

市民と行政が協働によるまちづくりをどのように推進しているのかの御質問につきましては、第2次総合計画に基づき、市全体で市民との協働のまちづくりに取り組んでいきます。

まず、職員が市民との協働の意識を持つ必要があると考えております。担当課では、市民協働によるまちづくりについて研修を行っております。さらに、ワーキングチームを発足させ、市民協働の仕組みづくりに関し調査、研究を行ってまいります。

また、市民に対して、まちづくりに関心を持っていただくため、積極的に市の情報を発信したり、まちづくりへの参加の機会を設け、市民参加を呼びかけています。以上でございます。

### ○産業建設部長（山田哲司君）

それでは、都市計画マスタープランについて御答弁させていただきます。

まず、現計画とどのように整理し検証するかのことですが、平成20年度に策定した都市計画マスタープランの都市づくりの全体計画に上げてある、土地利用や都市づくりの整備方針等の検証や見直しを行うことを基本とします。

今年度は、住民の意見をアンケートなどで反映し、将来のまちづくりの理念や都市計画の目標を定め、目指すべき都市像と実現のための課題や整備方針などを、全体構想として整理していく考えでございます。

次に、関連計画との整合の件です。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針となります。そのため、愛西市第2次総合計画や県が定める都市計画区域マスタープラン等と整合を図って作成していくこととなります。

次に、地域幹線道路の整備についてどのように図られたかとのことです。

地域幹線道路を含む各種幹線道路は、交通機能や役割に応じて都市構造などと密接な関連を有する交通体系として、整備の考え方等を明らかにしていく必要があります。そのために、都市計画道路の見直しを含めた地域幹線道路の抽出や、関係道路管理者と協議する等により、幹線道路の計画及び整備に支障とならないように記載していくことを考えています。

現都市計画マスタープランの地域幹線道路には、県道及び市道が位置づけられていますが、市道整備では、実施計画に基づき具体的な事業を明らかにした上で、計画的に整備を推進していきます。また、県道の未整備箇所などについては、県道管理者と連携を図り、整備の推進に努めてまいりたいと考えます。

次に、駅前広場の整備や駅、主要施設を起点とした新たな主要道路はどのように検討したかとのことです。

現在の都市計画マスタープランは、市町村合併を契機に新たに策定したものであります。駅前広場や道路などの都市施設の整備に関する考え方については、アンケートによる住民意見や作業部会及び策定委員会の意見等を踏まえ、道路、交通の整備方針として検討したものになり

ます。以上です。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

いじめ対策についてお答えいたします。

愛西市が策定しております愛西市いじめ防止基本方針をもとに、各学校が策定いたしました学校いじめ防止基本方針に沿って、いじめ防止に取り組んでおります。

具体的には、子供たちの学校生活における満足度と意欲、学級集団の状態を調べることができるQ-Uアンケートを実施し、さらに学校独自のアンケートを年に数回行い、これらのアンケートをもとに、担任が児童・生徒と個別に教育相談を行っております。また、スクールカウンセラーの配置などによる教育相談体制の充実や、児童・生徒の情報モラル教育を推進し、いじめの早期発見を図っております。以上です。

**○14番（山岡幹雄君）**

それぞれ御答弁ありがとうございました。

まず、愛西市の自治基本条例の関係から再質問させていただきます。

それで、平成24年4月に自治基本条例を市民の手で作成するという理念のもとに、自治基本条例策定委員会が発足されておりました。

現在も条例策定に協力してくださった市民の方々が活動されていますが、どのような活動を行ってみえるかお尋ね申し上げます。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

自治基本条例の策定にかかわっていただいた市民の皆様には、中学生への出前授業に御協力をいただいております。以上です。

**○14番（山岡幹雄君）**

今、中学生の出前授業に行っていたらみえるということで、もう24年からなると六、七年たってみえると思うんですが、この条例の協力者の皆さんが、出前授業だと思うんですけどボランティアで行ってみえると思います。その協力者の皆さん、本当に御苦労さまです。今後出前授業を行っていただいて、この自治基本条例を中学生の皆さんに御理解していただくことをお願いして、あと今後この出前授業の関係でございますが、市はお願いを今後もあるのかどうかちょっとお尋ねいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

授業のアンケートを拝見しますと、市民の方が講師となるこの出前授業につきましては、生徒の皆さんにも大変好評と聞いております。市としましては、御協力いただける間につきましては継続していきたいと考えています。以上です。

**○14番（山岡幹雄君）**

この自治基本条例は、公募をして24年のころに策定されてみえます。それで、数年たって出前講座、中学校へ出向いていただいて中学校2年生を対象に、この愛西市のやり方、自治基本条例の内容について説明されてみえると思います。失礼ですけど、この協力者が協力が難しくなった場合、市としての考え方、どのようにされるかお尋ね申し上げます。

## ○市民協働部長（渡辺弘康君）

現在のスタイルを継続していくのであれば、協力者の養成も必要になるかと思っております。現在の協力していただける皆さんと今後の方向性なども含めて協議し、進めていきたいと考えております。以上です。

## ○14番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございました。

ここで、中学生の感想文を紹介させていただきます。

中学2年生が出前講座をやった方々に、住みよいまちづくりに中学生が参加したいと。自分たちができることからやろう。私たち市民が主役。もっとこのまちのことを知りたい。大人も知ってもらい必要があるんじゃないかと。ボランティア活動というものを神聖に受けとめたという多数の意見がありました。これも、協力者の方々により中学生の気持ちを変えさせたと思います。これからも、市と協力者と協議をして、愛西市のまちづくりをお願いしたいと思います。

愛西市のまちづくりの主役は市民一人一人です。しかし、市民みんなが話し合いをしてもなかなか物事は決まりません。そこで、市民によって選ばれた市長が代表としてまちづくりを行い、市長が行うまちづくりを点検して特に大事なことについて決定するのが、市民によって選ばれた議員によって構成される議会です。市長が1人でまちづくりを行うことはできません。職員が将来の愛西市のまちづくりを手伝っていただき、私たちも次の世代も幸せに暮らすことができる愛西市の実現に向けてよろしくお願いいたします。

続きまして、次の都市計画マスタープランについて少し質問させていただきます。

平成20年に都市マスというんですが計画をされ、それぞれの4町村の計画をこの平成20年に計画をされてみえます。それで、先ほど御答弁もありましたように、住民の意見を反映して作成されたということで、また今回も市民のアンケートをされる。これは先ほど言った、市民がまちづくりを行うということでいろんな意見が出てくると思います。

また、都市整備に定める、県の定める都市計画区域マスタープラン等ということで、これ愛知県が定めるんですが、それで、愛西市は愛知県のマスタープラン、僕もびっくりしたんですけど、こちら愛知県こうやってあるんですが、実際数区域に分かれておって、愛西市は名古屋市と一緒に名古屋都市計画区域マスタープランになっております。この中には、瀬戸市、尾張旭市、東浦町とかいろんなところがあるんですが、そこで名古屋市と同じ区域に入っておるということで、そこで皆さん御存じのように、2027年にリニア中央新幹線の東京都―名古屋市間の開業することに今計画がされております。我が国の国土構造に大きな影響をもたらすと思います。

それで議員の皆さんにもちょっとお示しさせていただいたんですが、まず名古屋駅、これは駅周辺ですが、名古屋駅が上から下へあるわけですけど、ここでピンク色が地下鉄の桜通り、それであと黒い点線がリニアの中央新幹線ということで今計画をされております。

次に名古屋市のイメージですが、この名古屋駅における、ちょっと見にくいかわかりません



が名鉄バスセンター、従来線、ピンクのところは地下鉄桜通線ということで、その下にリニア中央新幹線が通るといふこととございます。

それでバスターミナル、これ上が東海道新幹線、こういうふうになっていまして、下にホーム、これは30メートル下ですね。横幅が60メートルのホームが今計画されております。

最後に、これが名鉄のビル。今現在、名鉄の駅があるんですが、将来このようなビルを計画されるということで、案として今名古屋鉄道が計画をしております。

それで、この2027年にこういう計画があるということで、愛知県の都市計画区域マスタープランの整備がされるということですが、このリニアが開業効果により、愛知県では名古屋駅からの40分交通圏の形成と広域道路網の整備が必要であると計画しているわけですが、市は、リニア開通について都市計画マスタープランをどのように計画するかお尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

リニア中央新幹線の開通に伴う影響は、本市の将来の都市づくりの広域化という観点からも大きなインパクトを与えるものと考えております。リニア中央新幹線の開業に伴い、地域都市づくりの新たなポテンシャルを生むことも想定され、これからの広域交通体系を生かした質の高い交通環境政策などが必要になってくると考えられます。

いずれにいたしましても、都市づくりは土地利用、産業振興のための基盤整備や、道路、公園などの公共施設整備など多岐にわたります。都市計画マスタープランへは、中・長期的な見通しを持って定める必要があることから、おおむね10年先の計画を見据えた上で関係機関や庁内各部署の考え方などを聞き、都市づくりの方針などを定めていくことを考えております。

#### ○14番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございました。

今部長の答弁で、10年後を見据えるということであれば、このリニア開通、10年後には来ます。想像を絶すると思うんですが、いろいろ愛知県も計画の中で、今回リニアが開通した暁には、この名古屋駅を中心に交通圏が大幅に拡大して、人口5,000万人規模の大交流圏が形成されると、広域的な人の移動が活性化することが予想されておるといふことを県が示しております。この5,000万人というの僕もわかりませんが、あとこの名古屋駅、2時間圏内も相当人の交流があると。実際、東京から名古屋駅までが1時間で来ると。僕が生まれてびっくりしたのは、新幹線ができたとき本当にすごい速い乗り物だなあと。それが今度東京まで行くのに1時間だと。そうすると人の往来がすごくなるということで、今回愛西市の都市マスをどういふふうに計画されるかというのをきちんと精査してよろしくをお願いします。

それでは、2番のちょっと写真を、というかA3の紙をお願いします。

ちょっと見えにくいんですが、この赤い線と点々のところが計画ということで、この県のほうの事業の計画。それでちょっと見えにくいんですが、青いのが地域の高規格道路ということで、これをちょっと頭の中へ入れていただいて質問に入るんですが、愛知県道68号線名古屋・津島線ですが、現在名古屋・津島バイパス内大治町、御存じの方も見えになると思うんですが、大治町西之川交差点、あま市七宝役場前交差点南方ということで、大正橋を通過して今開通して

おります。これ先ほど言いましたように、東京―名古屋間で部分が開通される予定のリニア中央新幹線では、これは予定ですが、名古屋駅西側の引き込み線、将来大阪のほうにも延びるといことで太閤通3丁目交差点付近から中村公園前交差点付近の地下に建設されるということでございます。

また、高速道路の関係で一宮西港道路、これ今年度計画されるような話ですが、愛知県の一宮市の東海北陸自動車道一宮ジャンクションから、愛知県弥富市の伊勢湾岸自動車道鍋田ジャンクションまでに計画される延長30キロの地域高規格道路であると。1998年6月16日に計画路線に指定され、今年度からその経路が調査に入るということ聞いております。主要地方道名古屋・津島線とこの一宮西港道路の完成後の影響と道路整備、マスタープランですね、どのように考えているかお尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

主要地方道名古屋・津島線は、東西をつなぐ主要幹線道路であり、現道のバイパス事業であります。現在のマスタープランでも主要幹線道路として想定し、道路交通ネットワークとして検討しています。一宮西港道路については、計画線はこれからであり、今後の整備計画、事業効果等の内容を確認し、必要に応じ市の道路交通ネットワークを検討し、マスタープラン及び道路整備計画等に反映する必要があると考えています。以上です。

#### ○14番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございます。

実際、県道はいろいろなところに整備される、昨日もきょうもいろいろなお話で、道路が整備されるということをお聞きさせていただきました。

部分的にはそういう道路ができるというのは本当にうれしいことかと思うんですが、ただ人の流れ、車の流れ、これ実際そういう道路ができた場合、あとのことはどうするんだと。仮に津島・名古屋線が155号線まで開通し、その後、立田大橋とか東海大橋のほうへ行かれるとか、いろんな方が四方八方向かれると思うんですが、その道路形態をどういうふうにするか。1つの例を挙げますと、なばなの里、皆さん行かれたと思います。そこで僕も目にするのは、なばなの里までは行くんですが、渋滞があるとみんな農道のほうへ走っちゃうわけですね。そうすると農道の看板に、これは普通の道路ではありませんよ、農道ですよと。そこで困るのは農家の方。要するに車両を置いていくと通行ができないわけですよ。そういうところまでならんと思うんですけど、実際そういう10年後がリニアの開通、一宮西港道路が仮に国の示しが、10年以内に計画し、あるところにインターができたとなった場合、市はどのような対応をされるかちょっとお尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

一宮西港道路のような広域的な交通機能を担う主要幹線道路の経路などが具体的に示された場合については、市内の交通拠点や道路網の機能へ影響を及ぼすことも考えられます。その内容によっては、適時適切に都市計画マスタープランを見直すことが考えられます。以上です。

#### ○14番（山岡幹雄君）

今、部長の御答弁ですと、10年先には大体わかっておるんですけど、そのときにこういう計画がある。

ちょっと③の画面をお願いします。

ちょっとこれも見にくいんですが、左側に一宮西港道路が計画で、緑の線が計画路線で、これが愛知県の高規格道路網マスタープランというふうになっております。これ10年の計画ですので、実際私もこの計画どおり生きておるかどうかわかりませんが、こういう計画があると。ただ、やはりこういう計画がある程度お示しをしておる。最初の部長の答弁にもありましたように、他の計画とも整合性を図りながらということで、実際こういう計画があれば、それを見据えた愛西市の都市計画マスタープランを策定のほうよろしく願いいたします。

次に、このマスタープラン、愛西市の都市マスの関係でございますが、駅の関係で数人の方も質問されたと思うんですけど、佐屋駅、これと日比野駅、答弁がありました。簡単でございますけど、対応はどういうふうに考えているかということでお尋ねしたいんですが、大体お話を聞きましたので削減と言うか質問はもうしません。もう決まっておりますので。

それで、4番をちょっと、これの左側の④、文章、ちょっとお願いできませんね。ちょっと読みますけど、こちらに道路整備の関係で愛西市の都市計画マスタープランの関係なんですけど、読ませていただきます。

市街地形成を促進する主要道路の整備に、主要道路として勝幡駅、藤浪駅、日比野駅、佐屋駅、永和駅、各駅付近において、交通結節点機能の強化と周辺部におけるにぎわいの創出に向け、未着手の都市計画道路の整備を促進するとともに、駅前広場の整備や駅主要施設を起点とした新たな主要道路の整備を検討すると。これが平成20年に行われた都市マスタープラン、あくまでも計画です。このとおりにしろとは僕は言いません。

ちょっと右側のほうに見ていただきますと、ちょっと遠目で見ていただいて、真ん中辺に点線があります。これが第三の木曾川を渡る橋が計画をその当時されてみえます。どういうふうにも今計画をしてみえるかわかりませんが、それでこの都市計画道路、これ相当自分も佐織町るときから、私の家の裏がそういう計画になっておるということで、私の父と私が家を建て直そうと言っても、裏にそういう道路の計画があるから家はそのときまで待てといってもいまだにまだうちは来ておりません。実際そういうことで、今回はいろいろ計画の見直しがあるかと思うんですが、それで、駅の関係でちょっと質問させていただきます。

ちょっと写真のほうをお願いします。

今回、日比野駅に朝行きまして、写真を撮らせていただきました。これ日比野駅の順番にちょっと1枚ずつ。これが日比野駅です。これはロータリーではありません。これは踏切、津島高校の方が往来されます。

次、お願いします。往来して車も来ます。これが日比野駅の駅です。ホームいっぱい通勤される方が今行こうとしております。

次をお願いします。これは、電車が往来していっぱいになっておるという状況です。

次をお願いします。ここも案外来るんですけど、きのうですか、河合議員もバリアフリー、

駅のホームがバリアフリーに32年になるということは聞きました。

お願いします。これが一番大事なんですわね。要するに弥富駅まで行くやつ。それから名古屋へ行かれるやつ。津島高校生が降りられる。それで今の通勤されるということで、相当そのワンホームのところに人がいっぱいお見えになるわけです。

次、お願いします。まだありましたっけ。これはいっぱい、また高校生がこっちに来るやつですね。

次、お願いします。これがバリアフリーというか、障害者の方は多分車椅子ではできません。はい、お願いします。もう終わりです。

これもそうです。はい。それでいいです。

それで、先ほど都市マスの関係で、駅は別として道路整備、10年前は、計画しますよ、佐屋駅も計画しますよ、永和駅も計画しますよと。これはあくまでも計画ですので、それに基づいてやっぱり資金も要るし、名鉄ともお話があります。昨日も県との関係もあるということで、それで今回、要望書が5月に総代さんの連名で、7人の総代さん、これは初めてだと思うんですよ、愛西市始まって以来。それで今回この関係で、これ河合議員の質問にもありましたけど、再度私も質問させていただきます。この要望によって、市はどのように対応されるかお尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

要望書の内容の中には駅舎の改修部分もあり、鉄道事業者である名鉄のほうには要望内容のほうを伝えたいと思っております。

日比野駅の周辺の整備事業につきましては、現時点での計画のほうはございません。以上です。

#### ○14番（山岡幹雄君）

ちょっと要望書の画面をお願いします。見えますかね。

日比野駅のホーム、また周辺の道路の整備、車両等の待機場所、それでいいです。

そういう要望書が出ておったということで、一番困ってみえるのは、この近くにある金融機関の駐車場、そこにほとんどの方が送迎をされてみえます。たまたま僕、天気の良い日に行ったもんですから、それはまあ、雨の日や何かでも多分そこへ入られてやられると思うんですが、それでその金融機関の方にお話をしましたら、その駐車場に防火用水があるんだと。仕切りができないと。なぜだというと、きちんとした駐車場に整備すると、そこに夜中に近隣で火災が発生すると、万が一発生すると、そういう消火活動ができないということをおっしゃってみました。実際、駅が、相当昔から名鉄が駅ができてからもう半世紀、1世紀か僕はわかりませんが相当古いんかと思うんですけど、とりあえずやっぱり地域の関係が変わってきておりますので、その辺も今回よろしく、計画のほうを念入りにやっていただいております。

次に、これも多くの議員さんがあったんですが、最近痛ましい交通事故が多く発生しております。滋賀県の大津市の交差点で、これ本当に記憶がまだあるんですが、2人の園児がお亡くなりになりました。その対応といたしまして、岡山市が市内の保育園の子供が通う施設周辺の

交差点に、歩道に車の進入を防ぐため金属製のポールを設置する対策を進められたという新聞の記事がございました。これ早急に岡山市はやられたわけです。市は多分、回答は先回御質問された方と一緒に思うんですが、調査してやりますという多分回答だと思うんですけど、再度簡単に説明をお願いします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

きのうも答弁させていただきましたけれども、小・中学校の通学路につきましては、学校、教育委員会、道路管理者とで通学路の安全を確保するため合同点検を行っております。点検結果に基づき対応のほうをさせていただいております。

また、保育園、幼稚園につきましても、児童福祉課を通じて危険箇所の確認をしていただいているところがございます。報告があれば対応のほうをしていきたいと考えております。以上です。

#### ○14番（山岡幹雄君）

再度念入りに御説明をいただきましてありがとうございます。

実際、愛西市はそういう事故がないもんでいいんですけど、万が一事故が発生するかもわかりませんので、早く対処していただくことをお願い申し上げます。

また、きょう馬淵議員も言われたんですが、高齢者の事故が多くあります。これもマスタープランの中にいろいろ組み込まれると思うんですが、実際、この愛西市の地域は、車は絶対に欠かせないものです。本当に生活の足なんです。自転車で買い物に行けと言っても、失礼ですけども私の家の近くには本当にスーパーがあるもんですから、自転車で私も買いに行きます。じゃあ、自転車で行けない人はどうやって買い物をするんだと。じゃあコンビニ、うちの近くにはあります。だったら愛西市内でコンビニってどこにあるんですか。24時間、これから時間制限になるかわかりません。じゃあそういうことに関して一つ説明をさせていただくんですが、全国、80歳以上、4人に1人は運転をしてみえるということです。そのうち、毎日運転が、東京都とか政令指定都市では50%の方々が運転をする。それから、人口10万人以下の市では72.9%の方が毎日運転している。この方々に、こういう事故があって今後車を運転しますか、どうですかということをお尋ねしましたら、やめようと思っておると。思うのは自由です。やめずとは言わんわけです。僕は、この都市マスにも実際高齢者の対策が主要になるかと思うんですが、こういう事故が社会問題になっております。簡単で結構ですので御回答をよろしくお願いたします。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

高齢者の方の運転による交通事故防止対策としまして、毎年、シルバー人材センターの総会にて事故防止に対する啓発チラシ等を配布しております。また、平成30年度には、津島警察、名古屋トヨペット株式会社、名阪興業株式会社、株式会社TDS、これは津島自動車学校でございますが、の協力により、愛西市老人クラブ連合会の役員を対象に、教習車を使用しラウンドアバウト交差点の走行、安全運転支援システム搭載車による自動ブレーキ体験、交通安全教育車を使用した動体認知診断を行い、自動車事故防止の啓発を行っております。

今後も引き続き啓発をしまいいりたいと考えております。以上です。

#### ○14番（山岡幹雄君）

高齢者率が、愛西市も相当高くなっておりますので、そういう啓発も含めて各関係機関にお願いして、全然違うけど振り込め詐欺もそうですわ。実際100人で皆さん、テレビの宣伝であったんですけど100人とも詐欺には遭わんよと言いながら、交通事故も何がブレーキとアクセルを間違えて踏むんだと。ブレーキとアクセルを間違えて踏んだとき、若い人はすぐニュートラルにするんです。その対応を高齢者だからできんわけです。だからその辺のことも含めて、昔あるうちのおやじの車にしてもそうですわ。昔のミッションのほうがよかったですわ。ローでブーンともう10キロ20キロ走るだけで一切事故はない。今やっぱりオートマチックですから便利、便利がゆえそういうすさまじい事故があると。それにはやはり、なる前に市としての対策、足跡を常に考えてください。

次に、3つ目のいじめについてちょっと質問させていただきます。

いじめ対策については、市はQ-Uアンケート、スクールカウンセラーの配置により、早期発見されていますが、ちょっと実例をさせていただきます。

千葉県柏市では、STOP i tというアプリを導入されて、1カ月で相談件数22件、このうち重大な事案が1件あったそうです。緊急な事案が12件あったとのことであります。また、平成29年度末までに133件の相談があり、電話やメールで相談件数を合計の15件大きく上回ったという結果が出ております。

STOP i tということは、いじめ相談の手法と大きく異なる点として、STOP i t、相談はコミュニケーションアプリ、要するに御存じの方もお見えになると思うんですがLINEのような文章で送ることができる、リアルタイムで相談担当者やりとりができる手軽さが魅力だということです。どういうことかということ、スマートフォンでそのアプリが、そのアプリを多分、調べてください、市が買うんだと思うんですけど買って、愛西市の生徒さん、小学生から中学生、高校生もそうです。相談者が誰もいない。そうするとそこにアプリがある。そこに行ったら誰かが「何ですか」「ちょっと今こういうふうで悩んでいるんですわ」「どういうこと」「あなたはどこの中学校。どこの小学校」と、そのアプリですぐわかる。その対応できた、監視ができると。これを最初につくったのは、皆さん御存じのようにヤンキース時代にジーター選手と松井秀喜が、アメリカのほうでこのアプリをつくられたということで聞いております。このように文字だけでなく、写真やLINEなどでスクリーンショットなども添付できることから、SNSいじめによる対応ができるものになっております。被害者のみならず、見聞きした児童・生徒も傍観をすることなく通報や相談をしやすくすることで、早期発見及び適切な初期対応ができること、また脱いじめ傍観者教育にも期待を寄せられていることができることでございます。

本市において重大な事態を招くことはないかと思うんですが、招く以前に必要な手が打てることを、このシステムの導入を検討するように私は要望したいんですが、その辺のことを聞かせてください。

## ○教育部長（大鹿剛史君）

いじめに関しまして、相談しやすい手段を取り入れ活用することは、相談件数だけではなく早期の対応においても必要であると考えられます。STOP i tアプリによる相談できる環境整備につきましては、導入費用を初めシステムの安全性、報告内容の正確性など慎重に判断する必要があります。現時点では導入の予定はございませんが、近隣市町村の導入状況及び活用方法について確認をしたいと考えております。以上です。

## ○14番（山岡幹雄君）

近隣市町村なり、いろいろ費用面とかいろいろ、いろいろというのは執行側のほうのお考えであって、失礼ですけど、今中学生、高校生、小学生、悩んで見える子供さんが仮にお見えになると思います。じゃあどういう形でその方とお話するんですか。学校の先生、失礼ですけど学校の先生にもそういういい先生とか悪い先生、本当に心を触れ合って話ができる。今は、僕もある父兄の方から相談を受けて、LINEのグループ、中学生の方です、おりました。最初は保護者からスマートフォン買っていただいて、「LINEやる。グループ入りゃあ」、入りました。だんだんやっぱり何かあることによって、そのグループからはじき出された。それだけならいいんですけど、学校でやはりいじめに、どういういじめかわかりませんが、やはりちょっと会話がみんなとできないとかいろいろ、そうすると引きこもり、学校に行かない。そうするとそこでどうしたらいいんですかというお尋ねがあって、いろいろお話があったんですが、やはり今部長が言われる市側の対応としてはそうかもしれません。だけど、今6中学校、一人もそういう方はお見えになりませんという回答があれば、こんなもの要りません。だけど、ひょっとして何かの形であった場合、どのように対応されるかということで、千葉県柏市ではそういう対応をしてみえるということでございますので、費用面においても相当な金額であれば、やはりお金がないという財源がない市ですので、昨日も河合議員が、消費税の関係で7,000万という金額を僕も初めて言っていないですけど、勉強になりました。じゃあそれ以外であれば、一人の生命なりそういうものがなくなるということで、本当に早期に研究していただいて、その辺は市長、教育長が判断されるかと思えます。

それで、またこれ全然違う方向の質問をするんですが、愛知県の刈谷市において、スマートフォンの規制をした条例ができました。刈谷市では、21校の小・中学校が保護者と連携し、児童・生徒、午後9時以降、スマートフォンや携帯電話を使わせないという試みが始まりました。無料通信アプリLINEなどを使ったトラブルやいじめ、生活習慣の乱れを回復するため、措置をされております。刈谷市教育委員会や市内小・中学校、警察などをつくってみえる市児童生徒愛護会、この会が発案されたそうです。必要のないスマートフォンや携帯電話を持たせない。契約時には親子で使用に関する約束を決め、有害サイトの閲覧を制限する、フィルタリングのサービスを受ける、午後9時以降は親が預かるの3点を、学校とPTAの連名で家庭に要請する。刈谷市では、児童・生徒に午後9時以降にスマートフォンや携帯を使わせないという試みをスタートさせておみえになるんですが、この愛西市も検討するよう要望、私がしたいんですが見解をお願いいたします。

## ○教育部長（大鹿剛史君）

小・中学校児童・生徒のスマートフォン使用につきましては、家庭内での対応も非常に重要になってまいります。児童・生徒だけでなく保護者に対しても、チラシの配布や講座を開催するなどして危険性を周知しております。さまざまなトラブルの回避のためには必要ではありませんが、今のところ愛西市の教育委員会といたしましては、スマートフォンや携帯電話の使用に関して具体的な使用制限については考えておりません。以上です。

## ○14番（山岡幹雄君）

私も、本当にこういう規制があるとえらいことに子供さんもなると思います。これ刈谷市が試みたには、前に何かがあったと思います。それで、市長に申し上げたいんですが、全体的に今回通告はしないんですが、何かこの3つの意見で御意見があれば、何かまとめた意見でよろしく、時間があるもので3分しゃべってください。よろしく申し上げます。

## ○市長（日永貴章君）

それでは、今回3つの件について質問をいただきました。それぞれ私から御答弁させていただきます。

まず、愛西市自治基本条例制定後についてということでございます。

この件につきましては、本当に市民委員会のメンバーの皆様方には本当に御尽力いただいて、また各中学校に対しましていろいろと講演会等も実施をしていただいて、大変感謝をしております。また、広報紙の掲載につきましても御尽力をいただいておりますし、市といたしましては、できる限りこういった協力をしていただければ今後も続けていただきたいというふうに思っておりますし、また、ほかにも、市民の皆様方の後継の方々の育成にも御尽力をいただきたいというふうに思いますし、市といたしまして、今後自治基本条例を全市民の方々に知っていただけるよう努力を続けていきたいというふうに思っております。

続きまして、市の道路整備、また駅周辺の整備についてでございます。

特に今回の議会でも非常に多く取り上げられた案件でございます。

今後、都市計画マスタープランにつきましては、順次作業を進めていかなければならないということでございます。前回からかなり年月もたちました。前回の計画、現状のマスタープランを見ますと、やはり現状とは少し状況が変わっているということも認識をしておりますし、今後リニアの話もしていただきました。この名古屋駅を中心としたまちづくり、かなり変わってくるのではないかとということを想定をしながら、愛西市の今後の発展のために寄与するようなマスタープランをつくっていかなければならないというふうに思っております。

また、各駅の整備につきましては、やはり関係者の方々が非常に多いということでございます。鉄道事業者を初め、地権者の方、地域の方々の御理解が得られなければ、なかなか事業が進まないということでございますので、ぜひ皆様方には御理解をいただいて、ともにいい環境整備ができるよう頑張りたいというふうに思います。

最後に、小・中学校における児童・生徒の問題行動ということで、いじめの対策についての質問をいただきました。



やはり、児童・生徒の方々が、いじめがない学校環境づくり、そして楽しく学生生活が送れるよう市教育委員会と家庭、地域が連携をしていかなければならないというふうに思います。いろいろなシステム等、また各自治体いろいろな取り組みをしております。市としてどのような取り組みを進めていけばいいのかというのは、なかなか答えが出ないものでありますし、何か導入をしてやろうと思えば、当然生徒の皆さんはそうでございますが、保護者の皆様方、御家族の皆様方の御理解もいただかなければならないということでございます。我々としては、できることは命にはかえられないというふうに思っておりますので、また今後いろいろなことを研究して、導入しなければならぬことは当然導入をして、命を守るためにいろいろな対応をしていくつもりでございますので、議員におかれましても、議員活動の中で積極的にいろいろなところを視察をしていただいて、愛西市に合う合わないというものもあるかと思いますが、議員活動を頑張ってください、また我々にいろいろな面で御助言をいただきますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。以上です。ありがとうございました。

○14番（山岡幹雄君）

どうもありがとうございました。

○議長（鷺野聰明君）

14番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は2時30分といたします。

午後2時16分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位11番の5番・高松幸雄議員の質問を許します。

高松幸雄議員。

○5番（高松幸雄君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、私からは愛西市の巡回バス事業について考えると愛西市の学校選択制度についての2つをテーマに一般質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、愛西市の巡回バス事業について考えるをテーマに質問をいたします。

愛西市の巡回バスは、愛西市誕生からさまざまな運行ルート変更やバス停の変更、そして時間変更等を経て、現在のルートが決定されました。随分前からこの地域はバスサービスが行われていて、住民の皆さんの足になっています。

利用実績をもとに、平成26年に大幅な改正を行った結果、徐々に利用者が増加してきたため、今回の改正までには基本的に現行のルートをもとにより使いやすく、できるだけ多くの方に利用してもらえるように改善していくことが決まりました。これまでの利用者からは、行きは乗れても帰りは時間的に都合が悪いとか、立田地区や八開地区は、停留所と次の停留所の間隔が非常に長いため、乗りたくてもバス停まで遠くて乗れないので考えてもらいたい。利用する人

は毎回利用しているが、時々利用したいと思っても利用しにくい。この巡回バスは、利用しても次にバスが来る間隔が開き過ぎたり、早かったりと、行ったら行きっ放しのように感じてしまい、結局はそのバスを利用するということがなくなってしまうなどの声がありました。

また、津島市民病院にも乗り入れしてほしいとの要望もあります。海南病院への乗客数は、当初市民に認知される利用者が少なかったけれども、最近は認知されて積極的に利用されている方がふえてきています。

また、巡回バスは高齢者用のバスと思われがちで、子供が乗らないことも課題であります。あるお母さんからの話ですが、学校が休みの土曜日に子供が友達の家に行くため巡回バスを利用したら、運転手さんから、帰りはここを通るのは何時だから、この時間には間に合うように帰っておいでねと言ってもらったことがうれしかったと言っていたそうです。この話を聞いて、私はほのぼのといたしました。もっとたくさんの子供たちが巡回バスに乗れる環境づくりやアイデアが必要ではないでしょうか。

現在、日曜・祭日は巡回バスが運行されていませんが、文化祭が開催される日に臨時の巡回バスが運行されるようになりました。利用者をふやすには、市のイベントがある日曜や祝日に臨時の巡回バスを運行し、家族で巡回バスを使っていただく機会を積極的にふやすことは、大変に意義があることだと思います。そこに、例えば利用回数に応じてポイントを付加するなど、ゲーム感覚で楽しんで巡回バスを体験するなど工夫してはいかがでしょうか。

また、ふだんの乗降客については、佐織地区、佐屋地区を含めて、福祉センターでの利用客が多く、基本的に公共交通のあり方やコミュニティー活動のあり方、これからどうすべきなのかという基本的な議論をしていくことが必要だと思います。利用者がいないから本数が少なくなり、本数が少なくなると利用することが難しくなるという悪循環が生じてしまいます。

津島駅や津島市民病院の乗り入れは、従来からある重要な課題であります。尾張旭市の巡回バスは利用料が1回100円ですが、20万人を突破しています。みよし市も1回100円で、人口も愛西市と同じぐらいですが、利用者が年間30万人を超えています。無料で運行しているところは本当に少なく、みんなが利用するからこそ公共的な価値があるわけです。

本来、市民の皆さんの利便性を考えて運行がされるべきであります。時代とともに需要の状況や利用者の年代が変わってきています。しかし、平成26年にバス停を変更してから見直しがなく、できれば毎年見直しをするべきだと思いますが、時間と労力もかかり実際には難しいのはわかります。しかし、利用者が使いやすい仕組みにみんな考えて議論していくことは、大変大切なことだと思います。

そこで、今回、第1回愛西市巡回バス運行検討委員会が、平成31年4月25日木曜日に開催されましたが、どのような内容の話が検討されたのかを、まずお尋ねいたします。

次は、愛西市の学校選択制について考えるをテーマに質問をいたします。

公立の学校は、自分が住んでいる住所によって通う学校を指定される通学区域制度があります。住所によって指定された進学区域を基本学区といい、原則は基本学区に沿って就学することになっていますが、学区以外の学校でも選択できる場合があります。この学校を選択できる

制度を学校選択制といいます。今回は、学校選択制とはどういったものなのか、学校選択制の形態、学校選択制のメリットとデメリットを考えていきたいと思えます。

学校選択制は市町村の教育委員会が設置する小学校や中学校が2つ以上ある場合、その就学先を選ぶことができると文科省が決め、自由選択制、ブロック選択制、隣接区域選択制、特認校制、特定地域選択制、そのほかとあります。そのうち主なもので、自由選択制は市町村内の全ての学校を選択できる制度で、どこに住んでいても自分の好きな地域、学校を選ぶことができる制度であります。しかし、定員が設けられていることが多く、1つの学校に人数が集中して募集人数を超える場合は、抽せんなど何らかの方法で人数調整をするため、必ずしも希望した学校に入れるとは限りません。

そして、ブロック選択制とは、決められたブロック内での選択ができる制度であります。学校選択制を導入する多くの自治体は、個性や特色のある学校づくりを目的としているそうです。それぞれの学校に、おのずと保護者は子供に合った学校を見きわめるため、さらに教育への関心を高めることが狙いです。また、学校側は、選ばれる立場となったために、教育方針の発信を積極的に行うようになるので、学校の活性化へつながると言われています。

学校が選ばれる立場になると、学校の教育内容の特色や話題性により学校間に人気の差が生じ、それによって児童・生徒が一方の学校に集まり過ぎ、もう一方が減少することになり、適正な学校規模が保てなくなることが上げられています。また、自宅から遠い学校を選択した場合、安全な通学路の確保が難しくなるというリスクもあります。さらに、地域との密着性が薄れることなども問題点となっています。大人たちが近所の子供たちの登下校を見かけるだけでも防犯の目になりますが、地域の学校に通わなくなると顔見知りも減り、声かけなどもできなくなってしまいます。そうすると、地域で子供を守ることが難しくなると考えられています。そのような場合、保護者の方やお子様はどういった点を重要視して学校を選ぶのでしょうか。

実際に学校を選んだ保護者の方に聞いたのですが、まず小学校の場合は何とんでも自宅から学校が近いということが一番の決め手だったそうです。やはり、小学校に通うとなると心配なことは登下校です。子供の体力的な面や防犯の面でも、家から近い学校のほうが家族の心配もなく、何かあってもすぐに迎えに行くことができるということが大きな理由だとおっしゃっていました。

一方、中学校の選択ともなると、小学校からの仲よしの友達と同じがいい、兄弟が通っているから、学校に特色がある、学校が荒れていなくて環境がいい、ベテランの先生がいる、高校受験に強い、学校の規模が大きい、小さいなど、理由はさまざまなようであります。

永和学区の保護者の方から、永和中学にはサッカー部がないので佐屋中学へ通学できないかという相談がありました。現在、愛西市では、学校選択制を導入していません。そこで、愛西市が学校選択制を導入していない理由をお尋ねいたします。また、学校選択制に似た内容で、就学校の変更制度というものがありますが、就学校の変更とはどういったものなのかをお尋ねいたします。

以上、一括質問とします。御答弁よろしくお願ひいたします。

○総務部長（奥田哲弘君）

私からは、1件目の巡回バスについて御答弁をさせていただきます。

4月25日に開催をいたしました本年度第1回目の運行検討委員会の内容はということでございますが、協議事項といたしまして、まず立田・八開ルートのコース及び新設のバス停について検討をいたしております。また、2点目として津島市民病院への乗り入れについて。また、その他ということで、当時ですので、10連休の対応の報告と改定時の各地区のダイヤ及びバス停の見直しについて協議をしたところでございます。以上です。

○教育部長（大鹿剛史君）

学校選択制について御答弁をさせていただきます。

先ほど、議員のほうから学校選択制のメリット・デメリットをのる御説明をいただきましたが、愛西市におきましては、それぞれの学校規模が確定できず、施設・学校運営面に支障を来すこと、そして学校と地域の連携が希薄になることから学校選択制は導入しておりません。

2点目の就学校の変更についてでございます。

愛知県教育委員会から指定された就学校が、保護者の意向や子供の状況等に合致しない場合において、保護者の申し立てにより愛西市教育委員会が相当と認めるときは、愛西市内の他の学校に変更することができるというものでございます。以上です。

○5番（高松幸雄君）

ありがとうございます。

愛西市は、学校と地域の連携が希薄になるということから学校選択制がないという御答弁でございました。愛西市については、ある程度そういう理解をすることができます。

それでは、巡回バスの事業についての再質問をさせていただきたいと思ひます。

まずは、先ほどありました立田・八開ルート、こちら及び新設のバス停について話し合いが今回されたようですけれども、どのような内容だったのかをお尋ねいたします。

○総務部長（奥田哲弘君）

利用者の利便性をより高めるため、バス停を増設したりルートを見直すことを巡回バス検討委員会で検討したところでございます。以上です。

○5番（高松幸雄君）

立田・八開ルートに関しては、利便性を高めるためのバス停を増設したりルートを見直す、そういったことが検討されたということでございました。

立田・八開地区で停留所と次の停留所の間隔が、先ほど非常に長いため、乗りたくてもバス停までが遠くて乗れないという話をさせていただきましたけれども、早速検討していただくということで、ぜひ早目に進めていただくことを期待しております。また、ぜひ市民の方が喜ばれる内容の検討が進むことを要望いたします。

次に、文化祭が開催される日に臨時的巡回バスが運行されるようになりました。運行ルート別の乗客数をまず教えてください。

○総務部長（奥田哲弘君）

昨年11月4日日曜日でございますが、文化祭、バザーが行われた日の乗車数を御報告させていただきます。

まず佐屋西ルート29人、佐屋中央ルート5人、佐屋東ルート17人、立田ルート8人、八開ルート8人、佐織北ルート22人、佐織南ルート10人、計99名の方の御利用でございました。以上です。

○5番（高松幸雄君）

ありがとうございます。

今までなかった巡回バスが、今回試行運転かわかりませんが出たということで、約100名、99名が利用されました。会場付近の駐車場などが不足することの解消とか、また駐車場の渋滞の解消ということにも効果があると思いますので、またこれから先もそういったことを検討していただけるとありがたいなというふうに思っております。

先ほども申し上げましたけれども、家族が巡回バスを使っていただく機会を、私はふやしていくことがいいのかなというふうに考えております。利用回数に応じてポイントを付加する、ゲーム感覚で楽しんで巡回バスを体験する工夫、そういったことをしながら利用客、大体今まで先ほど申し上げました高齢者等が多いということですので、こういった家族向けとかそういったことを、また市民の方に周知していただいて、愛西市の巡回バスが走っているということ、また市民の方にしっかりとお伝えしていきたいなど。無料ですということをお伝えしていただければいいなというふうに思っております。

続いて、各地区のダイヤ及びバス停の見直しの話し合いがされたようではございますけれども、どういったものだったのかをお尋ねいたします。

○総務部長（奥田哲弘君）

内容でございますが、踏切や朝の交通渋滞によるおくれに対しての見直しとバス停の位置、例えば交差点に近いところで危険場所をずらすとか、そういった内容の見直しでございます。以上です。

○5番（高松幸雄君）

踏切や朝の交通渋滞のおくれに対しての見直しを、あとバス停の位置の見直しという御答弁をいただきました。

私の住んでいる大野町は、JRの永和駅の踏切がいつも朝の時間帯に慢性的に渋滞が発生しているところであります。それで、市民の方から佐屋東ルートの巡回バスがいつも定時からおくれて、大体、先ほど言いましたけれども老人福祉センターへ行く利用者が、ただでさえ巡回バスの時間帯が悪くて滞在時間が難しいのに、おくれてくるためにほとんどお風呂に入る時間がないというふうなことを聞いて、悲痛な相談が私にございました。ちょっと前の話だったんですけど、今回検討委員会があるということをお伝えして、ちょっとまたそのときに私からも相談させてもらいたいということをお話しさせていただきました。

本当にふだんの乗降客については老人福祉センターが多くて、本当に高齢者の方、ほかにも

困っている人がたくさんいると思います。今回このダイヤの見直し、これをしっかりとさせていただけることを本当に期待いたしております。このダイヤについても、今申し上げましたけれども、見直しというのは今回の検討の中に入っているのでしょうか、お尋ねいたします。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

バスを運行する上で、渋滞というのは避けて通ることのできない問題であり、非常に苦慮しているところではございますが、そういった当然踏切等でおくれているということを認識していますので、ダイヤのゆとり等をとりながら、できる限りの範囲で見直しをできるよう検討委員会においては考えているところではございます。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

ありがとうございます。

ぜひとも本当に、悲痛な相談でありました。本当に高齢者の方、その方は自宅にお風呂はありませんので、お風呂に行くのがいつも午前中、朝なんですけれども、それで行って帰ってくるのに帰りの時間帯がないという、最初は相談だったんです。そうしたら、今度はバスがおくられてきてなかなか時間がとれないという相談でありました。本当に渋滞というのはなかなか避けて通れませんが、あと運転手さんもトイレに行く時間がなくなったりしますということもありますので、ちょっと時間にゆとりを持っていただけるとありがたいなというふうに思っております。

それでは、再質問させていただきます。

ほかに、津島市民病院への乗り入れについても話し合いがされたようですけれども、これについては、皆さんほかの議員の方からもたくさん質問がありました。きのうの話では、愛西市民の海南病院の利用状況は、平成30年度の外来患者にしては5万3,805回、入院が3万3,050回、海南病院の巡回バスの利用状況は1万1,095名で、通院の利用割合は16.3%、入院18.5%という状況でした。それに対して、愛西市民の津島市民病院の利用状況は、平成29年度で外来患者が4万1,930回、入院が3万713回で、利用割合が23.3%、入院24.6%で、海南病院と比較しても引けをとらないような数字だと思っております。

平成31年2月21日に、津島市長からも愛西市巡回バスの津島市民病院への乗り入れに関する要望が提出されたと聞いております。以前は、愛西市のほうからお願いしたという経緯も聞いておりまして、今回は津島市のほうから要望書が提出されたということで、ぜひこちらのほうは早く進めていただきたいと思いますけれども、巡回ルートについては海南病院のルートの巡回バスを津島市民病院まで延伸して使用する方法と、佐織南ルートの延伸、これが考えられるようですけれども、佐織南ルートに関しては時間を調整すれば可能であるというふうに伺っております。どちらにしても、まずは津島市民病院への乗り入れを最優先していただいて、早期の実現をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、愛西市の学校選択制について考えるをテーマにした再質問をさせていただきます。

愛西市においては、それぞれの学校規模が確定できず、施設・学校運営面に支障を来すこと、

学校と地域の連携が希薄になることから学校選択制を導入していないという答弁でありました。これについては、一定の理解は、先ほども申し上げましたけれどももしましたけれども、では、就学校の変更ということについての判断基準というものはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

はい、判断基準はございます。

自治体ごとで定められているため、各自治体によって内容が違う場合がございます。以上です。

○5番（高松幸雄君）

それでは、愛西市の判断基準について教えてください。

○教育部長（大鹿剛史君）

市内での学区外転居や家の建てかえ等のため一時的転居で、引き続き転居前の学校への就学を希望する場合、また家の新築等によりおおむね1年以内に転居するため、あらかじめ転居予定の学区に就学を希望する場合、また身体的な理由による場合、その他特に就学校の変更をする相当の事由があると認められる場合がございます。以上です。

○5番（高松幸雄君）

このところがちょっとわかりにくいようなところであるんですけども、私なりにちょっと理解したところは、要は愛西市内の学区外の引っ越しの場合は大体1年以内に転居するため、その学校にあらかじめ引っ越しをなかったように最初から就学を希望する場合。それと、家の建てかえ等のために一時的に引っ越して、また戻ってくる。そういった場合は、逆に今のままの学校でいいよといったようなことで理解しました。

あと、それ以外には身体的な理由、そういったものである場合は、愛西市は就学校の変更が認められるということであったと思います。

しかし、ちょっと先ほど申し上げました部活動を理由に就学校の変更を申請したいといった場合は、これに該当するのでしょうか。

○教育部長（大鹿剛史君）

特に就学校の変更をする相当の事由があると認められる場合に当たるとは思われますが、過去に事例としてはありました。申請をしていただき、教育委員会で判断をすることになります。以上です。

○5番（高松幸雄君）

ありがとうございます。

そうしますと、先ほどの学校選択制というのには該当しませんけれども、今回就学校の変更というところで、もしかしたら認められるかもしれないということがわかりました。事例があるということですので、その方にはその旨をお伝えしまして、また申請をしていただくようお願いしたいと思います。

では、それに関してちょっと調べましたら、いろんなことが例として出てきましたので、こ

の際ですのでいろいろとお伺いしたいと思います。

まず、部活動を理由に愛西市以外の中学校に行きたいといった場合は、今回どうなりますでしょうか。

○教育部長（大鹿剛史君）

市外ですと、通いたい学校があるその市の教育委員会の判断によりますが、過去の事例では認められませんでした。以上です。

○5番（高松幸雄君）

今の場合は、部活動がないからということで市外の中学校には行けないということでした。

もう一つ質問をさせていただきます。

今度は、希望する部活動のある中学校が愛西市内に2校あった場合、部活動を強化していくことを理由に就学校の変更をすることはできますでしょうか。

○教育部長（大鹿剛史君）

それはできません。自宅から安全に通学できる経路の距離が最も近い隣接校になります。以上です。

○5番（高松幸雄君）

では、もう一つ質問させていただきます。

それでは、今までに経験がない部活動を選びたいけれども、学区内にない場合、就学校の変更はできますか。

○教育部長（大鹿剛史君）

これもできません。少なくとも、小学校高学年から継続して行っていた文化活動やスポーツ活動などに該当する部活動が指定中学校にない場合に限って申請を受けております。以上です。

○5番（高松幸雄君）

ありがとうございました。

そういったようにいろんなケースがあると思います。ですので、そういったことがあった場合は一度相談してみたらいいのかなというふうに今回感じました。

今回、私に相談があった保護者の児童は、現在永和小学校に通っています。その中で、愛西市の市江のサッカークラブチームに所属していたんですけども、このクラブチームは中学校では所属することができません。中学校でもサッカーを続けたいと思ってきたけれども、永和中学校にはサッカー部がなかったということで相談があったわけです。中学生になってもサッカーを続けるために、佐屋中学校への就学校の変更を希望しております。こういった場合は、どうすればよろしいでしょうか。

○教育部長（大鹿剛史君）

教育委員会のほうに相談をしていただき、必要な手続をしていただくことになります。

○5番（高松幸雄君）

それでは、その必要な手続とはどういうふうになればいいか、教えていただけるでしょうか。

○教育部長（大鹿剛史君）



当該児童の保護者の方から就学校の変更申請書を愛西市教育委員会に提出をしていただきま  
す。教育委員会は内容を審査し、許可または不許可の決定を行います。以上です。

○5番（高松幸雄君）

ありがとうございました。

今回、学校選択制と就学校の変更の違いというものをちょっと確認する質問をさせていただ  
きました。私自身、相談があったときに、学校選択制はないというのはある程度わかっており  
ました。でも、やっぱりそういった愛西市の小学生が夢を抱いてサッカーをやっていたのに、  
その先がない。確かに名古屋とかのクラブチームに入ればいいのかもかもしれません。ただ、やっ  
ぱりお金もかかることですし、そういったことはできない家庭もいっぱいあります。ですので、  
そういった夢を潰さないような、そういった愛がある愛西市にぜひしていただきたいなど。今  
回は就学校の変更で、それは一回申請してもらおうということでお話をさせていただくことにし  
ます。

学校選択制、愛西市には私もふさわしくないというのはよくわかります。やはり偏ってしま  
うということもあり、皆さんがそれぞれ言いたいことを言ってしまうと、やはり学校のバラン  
スが悪くなるということは感じております。ただ、やっぱりこういった子供の夢を断つような  
こと、部活はどうしても少子化ということで永和中学校にはサッカー部はないですけど、また  
ほかの学校にもそういったケースがあります。永和小学校は金管の部活があるんですけども、  
中学校には吹奏楽部がないということがありますので、そういったケースもこれから出てくる  
んじゃないかなというふうに思っておりますので、これをちょっと皆さんに知っていただきた  
いなどと思ひまして、今回は質問させていただきました。

せっかく小学校で一生懸命努力してきた小学生が、児童の才能を潰してしまうことはとても  
残念なことであります。将来、愛西市からもしかしたらスターが誕生するかもしれない、そう  
いった夢を潰さないよう育てていきたいものであります。以上のことから、今回、就学校の変  
更についての確認をさせていただきました。

これからも一人の市民の声をしっかりと聞いて、本当に愛西市に住んでよかったと言われる  
ような、私自身がしっかりとこれからも取り組んでいきたいと思ひます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鷲野聰明君）

5番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は3時10分といたします。

午後3時01分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（鷲野聰明君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位12番の3番・佐藤信男議員の質問を許します。

佐藤信男議員。

### ○3番（佐藤信男君）

きずなのある地域づくりと題して、地域コミュニティーの中心となる自治会や町内会の衰退と、その対応について一般質問をさせていただきます。御答弁のほう、よろしくお願ひいたします。

まずは、地域協働の展開について順次進めさせていただきます。

地方自治の流れは、平成7年に制定された地方分権推進法に基づき進められた改革に始まり、平成12年4月の地方分権一括法の施行として内容が整備され、我が国の地方自治制度の姿を一新する取り組みが行われました。非常に大きな改革でした。その後、残された諸課題に対応するため、平成18年12月に地方分権改革推進法が制定され、現在も新たな改革が自治体で進められています。この間には、愛西市もそうですが、市町村合併は急速に進展し、市町村の規模、能力の拡充が図られてきました。一方で、合併により市町村の規模が大きくなることによって、住民の声が届きにくくなっているのではないかと、周辺部が取り残されるのではないかと、地域の伝統・文化の継承・発展が危うくなるのではないかと等の懸念が現実化している自治体もあると言われています。

また、地方財政は長期的な展望で税収が落ち込み、巨額の債務残高を有するなど、極めて厳しい状況にあります。加えて、少子・高齢化や人口減少は必然的に財政需要を高めてしまい、住民への負担を増幅されることになると予想されています。

また、従来は家庭等において対応されてきた保育や介護などが、公共サービスとして求められるなど、私的活動であったものが公共サービスなどに変わることによって、公共の守備範囲が拡大してきた経緯もあります。町内会や自治会などの地域コミュニティーは、公私の中間に位置し、個人・家庭といった私的な範囲よりは大きく、政府や自治体といった公的な範囲よりは小さく、物理的範囲、公共性とも中間的なものとしてさまざまな機能を果たしてきました。具体的には生活に関する相互扶助で、冠婚葬祭、福祉、教育、防災などを助け合ってきました。個人や家庭が直面する困った出来事や課題に地域コミュニティー全体で対応し、困難を緩和してきたこともありました。

また、お祭りなど伝統文化等の維持、あるいは経済活動のみによっては維持できない特色、文化、景観などを地域コミュニティーの活動を通じて維持してきました。地域全体の課題に対する意見調整で、まちづくり、治安維持、防災など、また皆で協力しないと実施できないような取り組みや利害調整を図る必要がある課題等の意見調整を、地域コミュニティーの活動を通じて行ってきました。特に町内会などは、行政との連絡、道路・水路の補修、清掃を行うなど、行政補完機能も担ってきたところでもあります。また、世代間交流の場としても重要な機能を果たしてきたと言えます。

ところが、町村合併により、愛西市でも地域により異なる現状が発生してきています。住宅地区、中間的地区、農村地区が抱える課題は微妙に異なってきています。こうした中であって、地域コミュニティーやNPO、その他の住民団体など公共サービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた多様な主体が、みずから地域の課題を発見し解決することを通じて、公共を担

う仕組みや行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在能力を十分に発揮し、地域力を創造する仕組みをつくっていくことが求められています。市全体として取り組む大きな課題であると考えます。

しかしながら、現実問題として、地域においては町内会や自治会など伝統的に地域における公共サービスを総合的に担ってきた組織について、地域で助け合うのは当然という生活文化を持たない世代等が地域の世帯構成の中心となりつつあることや、住民の連帯感の希薄化などに伴い、担い手不足、活動の停滞等の問題が生じつつあります。この結果、地域においては高齢者福祉や子育て、防災、防犯活動など生活に密着した公共サービスに対するニーズが、多様化、高度化しつつあるにもかかわらず、それを持続的、総合的、効率的に提供する地域協働の基本的な仕組みが存在しない、地域協働の空洞化ともいうべき事態が進行することが懸念される状態にあります。

そこで、お尋ねいたします。愛西市は、地域協働の空洞化の状況をどう捉えているのか、お伺いいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

地域協働における空洞化の状況をどう捉えているかの御質問につきまして、御回答させていただきます。

近年、生活の拡大により、居住している地域への愛着やコミュニティーへの参加意識が薄れ、地域の担い手不足、高齢化により空洞が進んでいると考えています。そのため、第2次総合計画に地域コミュニティーの組織力強化を掲げ、市民と協働のまちづくりを進めているところでございます。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

自治体のまちづくりにおいて、本市を取り巻く環境の変化と政策の実施の推進など、市民との協働の進め方について、例えばまちづくりの推進に関する施策を総合的・計画的に取り組むとか、市民が主役のまちづくりを今まで以上に推進し、愛西市の自治は市民のためのものであるという基本理念を確実に実現することを目的として策定したものがあべきだと言われております。

そこで、お尋ねします。愛西市で、協働によるまちづくりの推進に関し策定したものがあのか、お伺いをいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

協働によるまちづくりの推進に関し、策定されたものがあのかの御質問につきましては、権利と責任を改めて認識し、市民が主体の自主・自立のまちづくりを行うため、自治の最高規範である自治基本条例を制定しました。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

それでは、その施策の内容をお伺いいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

施策の内容としまして、愛西市コミュニティー連絡協議会を設置し、地域コミュニティーの組織力強化や市民協働によるまちづくりを進める環境整備に取り組んでいます。

今年度、新たに市民協働ワーキングチームを立ち上げ、より具体的な市民との協働のまちづくりについて調査研究を行ってまいります。以上です。

○3番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

協働の担い手には、市民、自治会、市民公益活動団体、事業者、教育機関、市などたくさんありますが、協働によるまちづくりを効果的に進めていくためには、それぞれ協働の担い手が得意とすることを発揮し合うことと、ともに役割分担を明確にして対等な立場でできることや、やるべきことを協力して行うことが重要であると言われてしています。

そこで、お尋ねいたします。市は、どのような形態で協働を進めているのか、お伺いいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

協働がどのような形態かの御質問につきましては、協働の形態は事業によってさまざまでございます。主なものとして、委託、補助・助成、共催、後援、実行委員会等、企画立案への参画、事業協力がございます。以上です。

○3番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

では、協働の担い手は誰ですか、お伺いいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

協働の担い手につきましては、主体はやはり市民、町内会、自治会が協働の担い手と考えています。なお、大学、企業、NPO法人などもございます。以上です。

○3番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

では、今後どのように事業を行っていくのですか、お伺いをいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

今後の事業の進め方でございますが、市民との協働を念頭に置いた事業展開を考えています。今年度、仮称ではございますが、市民祭を市民・企業・市と3者にて事業を進めていきたいと考えております。以上です。

○3番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

今答弁された市民祭は、どのように進めていくのかお伺いいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

仮称ではございますが、市民祭につきましては、具体的な内容を決めていく際、20団体ほどございます参加団体からの発案や、市と意見を交換しながら進めてまいりたいと思っております。

す。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

どのような方法で実際には行うのですか、お伺いをいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

計画段階ではございますが、産業、生活、子育て、健康の4つのゾーンを構成し、参加団体のメンバーが各担当ゾーンの企画・立案をしていただき、その内容を実行委員会で協議し、事業を進めていきたいと考えています。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

それでは次に、地域の現状と対策について進めさせていただきます。

地域コミュニティの衰退の背景には、最近では、地域の経済活動の不振があるからだと言われております。愛西市も例外ではないと感じております。近年は、経済圏の規模の拡大により、都市部においては新幹線、高速道路、情報通信ネットワークなどの社会資本の整備により、経済圏の規模が大きくなっている中で、小さな市町村単位での産業振興施策の有効性が大幅に低下してきています。また、都市部へ経済活動や雇用機会の集中、公共事業の減少、産業構造の変化は、主として都市部以外の地域の小さな市町村の経済の悪化・縮小を招いていると考えられ、経済活動や雇用機会の都市部への集中が進んできています。

また、最も現実的であるのは、過疎地等における一層の人口減少、都市部への人口集中が続いており、中間地域の一部や小さな市町村の過疎地では大幅な人口減少が進行しているため、経済活動の維持・活性化が一層困難になっており、地域コミュニティの活力低下につながってきています。また、自営業者の減少、サラリーマンの増加により、勤労世代が生活エリアに昼間人がいない現状があります。

つまり、経済活動の不振により、中小の都市部においては中心市街地の商店街が衰退し、シャッター通りが目立つようになっており、また農村部においては、そもそも商店街が消えてしまっている現状があります。そんな現状を踏まえ、各地域にふさわしい独自の中心街活性化のプランが必要であると考えます。

そこで、お尋ねします。愛西市にふさわしい中心市街地活性化のプランなどがあるのか、お伺いいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

現在、本市にふさわしい中心市街地活性化プランは持ち合わせていません。ただし、国からは、豊かで活力ある地域づくりの観点から、コンパクトなまちづくりが推奨されており、都市再生特別措置法に基づく施策に立地適正化計画の作成の推進が位置づけられています。

本市につきましては、今年度から都市計画マスタープランの策定を進めていく中で、立地適正化計画の策定までは考えていませんが、都市計画マスタープランにその内容を盛り込んで作成していくことを考えています。以上です。

○3番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

今言われた立地適正化計画の内容をお伺いいたします。

○産業建設部長（山田哲司君）

立地適正化計画とは、高齢者や子育てのための快適な生活環境を形成するため、福祉や交通を含めた全体的な都市構造を見直し、コンパクトなまちづくりの形成を促進し、生活サービス機能を計画的に誘導していくものです。

市町村が、都市全体の観点から居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地や、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとなるものでございます。以上です。

○3番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

それでは、都市計画マスタープランと立地適正化計画の関係はどのような位置づけですか、お伺いいたします。

○産業建設部長（山田哲司君）

立地適正化計画は、都市計画マスタープランとそれぞれ独立したものです。マスタープランとしての性格を持つものとなります。また、その計画の一部である立地の適正化に関する基本的な方針については、都市計画マスタープランとみなされることとなります。

そのため、本市のように都市計画マスタープランの改定時期を迎えている場合は、立地適正化計画の内容に必要な居住や都市機能の誘導の方針を盛り込んで作成することが望ましいと考えております。以上です。

○3番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

経済基盤が脆弱なところは、結果として地域コミュニティの衰退につながり、さらに地域コミュニティの衰退が、一層その地域における経済活動の不振を招くという悪循環が生じてきている自治体があります。愛西市はどうでしょう。地域コミュニティの衰退の背景には、地域の経済活動の不振ばかりではありません。まだ、さまざまなことが考えられます。

生活環境の変化や自動車の社会化を背景に、思い思いにのんびり過ごせる屋外の場所や、自然に地域の人々が触れ合うような場所が徐々に減少し、コミュニティが生まれやすい空間が少なくなってきました。また、ネット社会の進展によりバーチャルな交友関係が日常化していくことで、地域におけるコミュニケーションの進展に寄与する一方、現実空間での人々の触れ合いの機会を減少させる要因ともなっています。

また、学校などの公共施設も、昔と違い用事がないと立ち寄りにくい場所となっており、コミュニティの核としての機能を十分には果たしていない。地域コミュニティがそれを活用できない制度的な制約があるところもあります。こういったことが、逆に学校教育に関し、地域はさめた感情になっているように感じます。学校側も、いろいろと地域に溶け込む努力をしているものの、犯罪が起こったときの責任問題など学校側にもさまざまな制約があり、十分

に機能しているとは言えないのが現状かと考えます。

さらに、農村部においては、農家数の減少等により農業用水路の共同管理などを通じた結びつきが弱まってきており、農業の担い手も減少傾向にあります。

犯罪の発生など治安面も、地域コミュニティの衰退に関係があると考えられています。地域コミュニティがしっかりしているところは、ごみも散らかっておらず、落書きもありません。結果、それが犯罪の抑止につながっていますが、その機能が弱まると逆に問題が生じてくるそうです。コミュニティの置かれた現状とその衰退により引き起こされるさまざまな問題を踏まえると、地域コミュニティの機能を強化していくことが重要であり、そのための具体的な方策を考えることが必要と考えます。

そこで、お尋ねいたします。地域コミュニティの機能の強化を意識した取り組みなどがあればお伺いいたします。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

取り組みにつきましては、町内会・自治会に対して活動拠点となる集会所の修繕、備品の購入や地区行事の運営費等に対して助成を行うことで、活動や機能強化の支援を行っています。

また、平成31年1月に意見交換の場としてコミュニティの代表が集まる愛西市コミュニティ連絡協議会を立ち上げました。以上です。

#### ○3番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

地域コミュニティの機能の強化の、その効果をお伺いいたします。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

機能強化の効果としまして、活動補助金についてはコミュニティ推進協議会の持続可能な運営面という面で効果があると考えています。

愛西市コミュニティ連絡協議会につきましては、設立したばかりでございますので、今後コミュニティの活性化につながればと考えております。以上です。

#### ○3番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

地域コミュニティの衰退は、教育環境の劣化、地域文化の衰退をもたらすと言われております。今後ますますふえることが予想される高齢者の独居生活や老々介護などについては、地域のコミュニティの強化がさらに求められるものでありますが、何かいい方法がないか模索することも必要ではないでしょうか。

例えば団塊の世代が定年年齢を過ぎ、地域に戻った時期であります。この世代は、従来仕事中心の生活を送り、地域とのかかわりが比較的薄かったと思われそうですが、同時にICTへの知識・経験を持つという利点を備えておられ、この世代の活用が、これからの地域コミュニティ活性化の鍵になると考えます。

そこで、お尋ねいたします。こういった団塊の世代に地域コミュニティの活性化のための働きかけを検討したらどうでしょうか、お伺いいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

団塊の世代は、地域の中心的な役割を担っていく世代と考えております。地域が活躍の場となるような取り組みを行ってまいりたいと思っております。以上です。

○3番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

ほかには、地域情報を発信するケーブルテレビやコミュニティーFMが徐々に充実してきており、その活動も広範囲なものとなってきています。市民の生涯教育や情報提供など地域社会への貢献が、今後ますます期待されます。

そこで、お尋ねいたします。ケーブルテレビやコミュニティーFMを活用し、情報発信と情報収集を利用し、地域協働・地域コミュニティーを活性化する方法がないのか、お伺いいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

現在、ケーブルテレビやコミュニティーFMで地域の事業の様子など情報を発信しているところもございます。今後も地域と相談しながら活用していければと考えています。以上です。

○3番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

最近では、若い人を中心に常識になりつつあるバーチャルなコミュニティーの増加の中、バーチャルな空間でのコミュニティーの活用であります。SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サイトなどの登録数はどんどん増加してきております。さまざまな団体があり、新しいコミュニティーの担い手も生まれてきていますが、これらはばらばらな活動主体であることが多く、これからは相互につなげコーディネートしていく役割を担う主体を養成し、どう発展させるかが長期課題と考えております。

少し話が変わりますが、先進的な取り組みの事例を紹介したいと思います。

事故やけがは偶然に起こるのではなく、予防できるという理念のもと、行政と地域住民などの協働により、全ての人たちが安心・安全に暮らせるまちづくりを進める「セーフコミュニティ」という取り組みが、今、注目されています。もう少し具体的に説明しますと、セーフコミュニティ活動がほかと異なる点は、コミュニティーが主体となってプログラムを推進するという点です。また、事故などを予防するためには何が問題であるのかを明らかにし、その対策を講じ、その対策によって得られた成果を評価することが必要とされている点です。セーフコミュニティ活動に取り組むということは、地域の安全を総合的に把握した上で優先課題を明らかにします。そして、その課題解決のために既存のサービスや活動を利用した取り組みを企画・実践し、その効果などについて客観的に評価することが重要とされています。

実際に取り入れた自治体の成果の例です。

自治体職員は、重点課題に対する対策委員会の委員や事務局の立場でセーフコミュニティにかかわる中で、地域との協働体制が構築され、取り組みの成果を検証する意識が高まってきています。また、包括的に地域の安全課題に取り組むため、庁舎内で分野を超えた組織を設置す



ることで縦割り意識がなくなってきました。

また、ほかには、地域では行政を初めさまざまな団体や組織が地域の安全のために取り組んできたけど、それぞれが個別に取り組んでいて、いわば点の取り組みでした。しかし、セーフコミュニティを通して、これらの方たちと情報や課題を共有する仕組みができました。また、一緒に取り組みをすることで、効率的に対策を進めることができ、線や面の取り組みになりました。

愛西市であれば、地域の安全のために取り組んでいる団体がたくさんあります。その人たちが、情報や課題を共有するのです。それで、一緒に地域の安全に取り組むのです。結果、効果的な取り組みになる、こんな事例もあるし、またほかにはプライバシーの問題もあって、私たちは地域で困っている方がいても情報が限られていて、支援の輪を広げるのが困難でした。ですが、市がセーフコミュニティに取り組んだことで、さまざまな組織との接点ができたことで、私たちの活動もいろんな分野、組織の方たちにも知ってもらえました。おかげで、以前より多くの方への支援ができるようになりました。こんな内容が報告されています。

私が調査した限りですと、京都府の亀岡市が、平成20年に日本初のセーフコミュニティとして認証され、現在では全国に広がり、多くの自治体で導入され推進されています。セーフコミュニティ活動は、行政が予算をかけて人材を投入したからといって進むものではありません。日本においては、行政が主導で進めることで協働の体制は整いますが、市民や関係組織など地域も一緒になって進めなければ、取り組みは地域に根つき、継続していきません。行政と地域の協働と連携が大切なのです。

日本のセーフコミュニティの活動は、今ではそれぞれの自治体において地域の実情に合った工夫をしながら展開されています。町内会や自治会などの組織も、その根幹となる意識は、行政任せにせず自分たちも協力して安心・安全なまちをつくるという考えです。行政、警察、消防を初め、地域住民、学校、自治会などのあらゆる構成員が連携・協働して地域の安全に取り組むことが大切だと説明しております。

そこで、お尋ねいたします。愛西市で、こういったセーフコミュニティへの考え方や実績に対してどう捉えますか、お伺いいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

セーフコミュニティの考え方や実績についてでございますが、自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、自治会やコミュニティー推進協議会での防犯活動や地域内の危険箇所の点検など、地域を挙げて活動を行っているところもございます。ただし、地域によっては少し温度差がある状況であると考えています。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

それでは、セーフコミュニティへの導入に関してどう考えているのか、お伺いいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

セーフコミュニティの導入につきましては、地域を挙げたセーフコミュニティのとしての活

動が市内の広い範囲に広がっていけばと考えています。以上です。

### ○3番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

続きまして、自治会や町内会への対応について進めさせていただきます。

平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、きずなや助け合いの大切さが見直され、自治会を初めとする地縁型組織による地域のつながりや助け合いの重要性が再認識されています。長野県北部地震における白馬村での死者ゼロの奇跡は、向こう三軒両隣への声かけ安否確認、家の下敷きになった人の迅速救助など、日ごろの住民の連携と適切な自主防災活動といった共助によるものが大きいと言われてしています。

地域コミュニティは、人を助け、きずなを強めるものであるという言葉が念頭に思うのは、このきずなについて国民が注目したのは、さきの東日本大震災の甚大さと、その復興にかかわる人々の姿勢でありました。地域の垣根を超えて、人と人とのつながりが不可欠であることを改めて痛感したのであります。ですから、災害時の対応はもとより、地域づくりの担い手である自治会の加入促進は、重要なものと考えております。

時代とともに若い世代の価値観は多様化し、人と人とのかかわりから遠ざかる傾向にあります。特に自治会の加入に関しては、役員や事業に対する負担感から敬遠する人もいます。近所づき合いの忌避、価値観の多様化、プライバシー意識の高まり、地域への愛着、帰属意識の低下などにより、隣近所とのつき合いを好まない人が増加しています。共同住宅やマンションの建設が進んだことや、核家族化が進み世帯数が増加したこと等も要因と考えられています。

本来の自治会とは、一定の地域内に住む人たちの総意による自治の組織で、地域の人たちが集まり、話し合い、お互いに助け合う、心豊かな住みよい地域社会の創造を目指しています。自治会員が少ない状態で事業を行うよりも、会員が多い状態で事業を実施したほうが、より多くの市民に効果を広げることができます。また、自治会が大きくなれば、その分事業の規模も成果も広がると考えております。

地域コミュニティの核となる自治会組織は大変重要な位置づけにあると考えるため、先進的な自治会では、防災、防犯、環境美化、地域福祉、子育て支援、青少年育成などいろいろな分野で活発な活動が行われています。自治会は、さまざまな協働の担い手の中で、各地域で活動し地域づくりの核となる存在だと考えます。自治会が地域コミュニティの活性化、地域づくりなどの協働の重要な担い手であることから、愛西市も自治会加入率向上を目指すべきだと考えます。

そこで、お尋ねいたします。愛西市の自治会加入率は把握できていますか、お伺いいたします。

### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

自治会の加入率につきましては、把握はしておりません。ただし、総代の方からの相談で、自治会の未加入・脱会の問題についての相談を受けることはございます。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

現在、自治会の組織率、加入率は、恐らく減少傾向であり、また加入者の高齢化も深刻な問題だと考えます。地域コミュニティの活動の衰退、地域コミュニティの役員や世話役を引き受ける人の減少、地域コミュニティのルールに従わない人の増加など、さまざまな原因があるでしょう。こうした課題を解決するためには、住民の方々に自治会の必要性を理解していただき、多くの方が自発的に参加するように、その活動を活性化させることが重要です。そのためには、まず地域住民に最も身近な市町村が、地域の実情に応じて自治会への加入促進や自治会活動への支援を行うことが最も効果的であると考えます。

そこで、お尋ねいたします。自治会への加入のための活動などの事例があれば、お伺いいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

自治会に加入してもらうための活動につきましては、間接的ではございますが、転入・転居の手續に来庁された際、市民課にて広報・総代についての問い合わせ先がわかるお知らせをお渡しし、総代への連絡を促しています。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

近年では、それぞれの市町村では自治会の活性化を重要視しています。そのため、全国的には既に数多くの自治体が、自治会加入促進条例を制定しております。

塩尻市においては、協働のまちづくり推進のため、自治会が担う地域づくりに関する基本理念及びその地域づくりに必要な事項を定める塩尻市みんなで支える自治会条例を制定しております。京都市では、地域コミュニティ活性化推進条例を制定し、共同住宅を新築する建築主に地域との連絡調整担当者を市に届けることを義務づけ、マンション等の入居者と周辺住民との交流を図っています。

川崎市、金沢市、出雲市、草加市などでもこういった自治会の活性化を重要視し、自治会加入促進条例を制定しています。愛西市の現状から判断すると、自治会の加入を促進するための条例を制定すべき時期に来ていると考えますが、そこでお尋ねいたします。

愛西市でも、こういった自治会加入促進条例などを検討し、策定してみたいかがでしょうか、お伺いいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

自治会加入促進条例の検討についてでございますが、まずは自治基本条例の周知をしてまいりたいと考えております。以上、よろしくお願いたします。

**○3番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

札幌市では、積極的に自治会加入率を向上させるため、町内会加入率100%化計画を策定いたしました。加入促進を積極的に行っているとのことでした。アンケート調査を踏まえまして、

大学生と町内会役員が、どうすればもっと町内会加入者、または活動に参加する人がふえるかということ考えたものです。参加者をふやすヒントがあり、非常にわかりやすいものでした。

そのアンケート調査結果によりますと、加入されない方の大半は、町内会のことがわからないからというのが大半の理由のようです。町内会の活動内容の情報発信が非常に重要であるということがわかってきました。愛西市内において、地区内にアパートが多数ある自治会からは、加入促進に苦勞されていることを伺っております。

これまで行政は、地域コミュニティーの代表格である町内会や婦人会などの団体へ支援を継続してきました。行政機能の補完的役割を期待し、住民への情報提供、相互扶助、共助の促進などの機能も備わっています。また、町内会や婦人会は、さまざまな局面で住民組織を代表する役割も担ってきており、行政と持ちつ持たれつに関係に立ってきました。

こうした中、自治会加入率の減少傾向は、自治会活動はもとより、行政情報の周知にも支障を来し、地域課題をみずから解決するという地域主体のまちづくり活動への影響も懸念され始めました。

多くの自治会が共通して抱える課題を解決するためには、成功事例を共有し協働して取り組むことが効果的であり、そのための体制づくりが重要であると考えます。自治会同士の連携を深め、自治会活動の活性化を図る、またとない機会と捉えています。それと同時に、自治会運営のガイドラインやマニュアルを策定すべきと考えますが、そこでお尋ねいたします。

多くの自治会が共通して抱える課題を解決するために、自治会運営のマニュアルを策定したらと思いますが、お伺いいたします。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

課題を解決するためのマニュアル策定につきましては、総代会にて配付する町内会・自治会ガイドブックに自治会加入促進に関することや自治会運営に必要な事項を追加することは可能と考えております。今後、ガイドブックの充実を図ってまいりたいと考えております。以上です。

#### ○3番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

今回は、きずなのある地域づくりと題して、地域コミュニティー、自治会、町内会の衰退とその対応について質問をさせていただきました。それぞれ真摯な御答弁をありがとうございます。

愛西市にとりましては、地域づくりは将来市の存続にかかわる大切な問題であると私は認識しております。放置してもすぐには弊害が出ない。しかし、一度放置すれば、なかなか回復しない難しいことだと思います。

最後に、市長にお尋ねします。

地方自治において、過去には明文化されていなかった分野である地域協働という概念を理解し、過去にはなかった仕事をしなければなりません。組織・機構を再構築し、他の自治体に取り残されることなく、確実に推進しなければなりません。

今、世間では、働き方改革でいろんな状況が発生してきております。自治体も同じであります。働き方改革を遵守し、仕事の種類と量がふえ、内容が高度化し職員の人数も思うようにならない、財政も豊かでない、こんな状況であります。

一方で、市政運営においては、市民から信頼され、市民の声に耳を傾けながら、未来を担う子供たちが夢と希望を育み、若い世代が安心して子育てができ、高齢者の皆様が健康で生きがいを持って過ごせるまちづくりを進めていくため、将来を見据えたまちづくりの礎をしっかりと固め、次の世代に継承できるような必要な取り組みを充実させるべきと考えますが、市長は愛西市をどのように運営していくのか、御答弁をお願いいたします。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から御答弁させていただきます。

今回、佐藤議員におかれましては、地域コミュニティー、自治会、町内会の衰退とその対応についてという質問をしていただきました。この3つの件につきましては、基礎自治体といたしましては、非常に重要な根幹をなす問題だと考えております。しかしながら、これらのコミュニティー、自治会、町内会につきましては、各市民の皆様方が理解をしていただいて、みずからそういった活動に加入をし、参加をしていただかなければならないというふうに思っております。

10年前を考えると、今では考えられないような、世界的にも、例えばスポーツだとeスポーツといった新しいスポーツも出てまいりましたし、AIの導入や自動運転など社会を取り巻く環境も本当に想像ができなかった変化を迎えております。そういった変化の中で、我々自治体としてともに支え合いながら、日ごろの愛西市で生活をしていただかなければならないというふうに思っております。

御承知のとおり愛西市といたしましては、第2次総合計画において3つの基本理念として、協働によるまちづくり、持続可能なまちづくり、きずなを大切にすまちづくりということは掲げさせていただいておりますが、これら推進していくためには、やはり一番は人であるというふうに思っております。市の組織といたしましても、既に市民協働を主管とする担当課を設置しているところではございますが、今後も先ほどの基本理念や基本目標・施策のもと、地域コミュニティーの活動の活性化や市民協働によるまちづくりを進める環境整備などを目指し、各種施策を推進していく所存であります。

しかしながら、やはり今後の見通しをしっかりと立てながら、愛西市として地方自治体として、しっかりとした次世代に継承できるまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○3番（佐藤信男君）**

ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

**○議長（鷺野聰明君）**

3番議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鷺野聰明君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月10日午前9時30分より再開しますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時58分 散会